
市民文教委員会

市 民 局

内 容

市民局関係予算
市民生活交通安全対策
戸籍・住民基本台帳等
国民年金
人権行政
男女共同参画推進
市 税

1. 市民局関係予算

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	R3 (決 算)	R4 (最 終)	R5 (当 初)
徴 税 費	1,727,884	2,181,979	2,039,640
年 金 費	94,863	97,916	98,076
市 民 生 活 費	1,861,869	1,966,280	1,882,306
計	3,684,616	4,246,175	4,020,022

2. 市民生活

(1) 市民相談

住民の市政に対する相談や要望、苦情などが急増し、これらに対処する必要から公聴広報課内に昭和47年5月に市民相談室を設置。昭和51年10月の機構改革で市民相談課となり、児島・玉島・水島各支所にも市民相談室が設置された。昭和56年4月に市民生活課と改称し市民相談係設置、さらに平成13年4月には生活安全課市民生活係に改称した。平成17年4月、市民課と統合し「市民サービスセンター（市民生活係）」となり、平成18年4月、総合相談センター「らifuサポート倉敷」にて窓口を開設。平成21年4月より再び本庁舎に場所を移し、生活安全課に改称した。

ア 市民相談件数

相 談 別	R2年度	R3年度	R4年度
市 政 相 談	627	787	730
市 政 以 外 の 相 談	1,448	1,345	1,400
一 般 法 律 相 談	1,575	1,362	1,547
登 記 相 談	141	129	244
不 動 産 相 談	102	70	126
住 宅 建 築 相 談	27	17	17
年 金 ・ 労 務 相 談	17	5	15
司法書士による少額法律相談	70	51	113
行政書士による相談	8	27	42
合 計	4,015	3,793	4,234

イ 市政相談の内容別件数

局・部別	R2年度	R3年度	R4年度	
市長公室・議会事務局	4	1	2	
企画財政	87	51	58	
総務	総務	10	9	12
	支所	2	0	5
市民	市民生活	164	192	181
	人権政策	16	16	11
	税務	22	39	25
環境リサイクル	環境政策	17	36	30
	リサイクル推進	31	26	26
	下水道	3	3	4
保健福祉	福祉	60	60	116
	子ども未来	6	11	9
	保険	50	65	60
	保健所	30	119	49
	市民病院	1	0	0
文化産業	文化観光	2	5	12
	商工労働	11	9	1
	農林水産	16	26	21
建設	用地・駅開発	5	1	1
	都市計画	4	4	1
	土木	26	43	40
	建築	39	35	32
ポーターレース事業局	1	0	0	
消防局	0	1	2	
水道局	1	3	8	
教育委員会	10	17	5	
選挙管理委員会	2	1	1	
農業委員会	2	7	5	
その他	5	7	13	
合計	627	787	730	

ウ 市政以外の相談内容別件数

内容別	R2年度	R3年度	R4年度
結婚・離婚	65	63	56
相続・登記	323	307	317
民地の境界	40	20	16
地代・家賃	19	16	9
土地・住宅	168	213	221
金銭貸借	56	52	41
病気・病院	24	28	21
国・県の事務	46	52	30
消費生活 (消費生活センター以外)	45	38	45
その他	662	556	644
合計	1,448	1,345	1,400

エ 法律相談の内容別件数

内容別	R2年度	R3年度	R4年度
土地	123	106	109
家屋	102	130	114
金 銭 貸 借	141	141	167
親 族	378	312	285
相 続	410	332	425
そ の 他	421	341	447
合 計	1,575	1,362	1,547

オ 各種相談一覧表

(R5年4月1日現在)

相 談 名	相談場所	相 談 日 時		相談員
市 政	生活安全課	月～金	8：30～17：15	市職員 会計年度任用職員
	支所市民相談室 (児島・玉島・水島)			
	真備支所市民課			
一 般 法 律 (予 約 制)	生活安全課	火・水曜日	13：00～16：00	弁護士
	児島支所	第1・3水曜日		
	玉島支所	第2・4水曜日		
	水島支所	第1・3水曜日		
真備支所	4、7、10、1月の 第1水曜日			
登 記 (予 約 制)	生活安全課	第1・3木曜日	13：00～16：00	司法書士 土地家屋調査士
	児島支所	4、7、10、1月	第4木曜日 13：00～15：00	
	玉島支所	5、8、11、2月		
	水島支所	6、9、12、3月		
真備支所	偶数月			
司法書士による 少 額 法 律 (予 約 制)	生活安全課	第2・4月曜日	13：00～16：00	司法書士
	真備支所	偶数月の第4木曜日	13：00～15：00	
不 動 産	生活安全課	第1・3金曜日	10：00～12：00 13：00～15：00	宅地建物取引業協会相談員
住 宅 建 築	生活安全課	第4金曜日	10：00～12：00 13：00～15：00	建築工事業協会相談員
年 金 ・ 労 務	生活安全課	第4木曜日	13：00～16：00	社会保険労務士
行 政 書 士	生活安全課	第3月曜日	13：00～16：00	行政書士
原 爆 被 爆 者	生活安全課	第2木曜日	9：00～12：00	原爆被爆者会相談員
	児島支所	6、9、12、3月の第2水曜日		
	玉島支所	5、8、11、2月の第2金曜日		
水島支所	4、7、10、1月の第3木曜日			
な や み ご と (人 権)	生活安全課	偶数月の第1月曜日	9：00～15：00	人権擁護委員
	児島支所	第3木曜日	13：00～16：00	
	玉島支所	偶数月の第3木曜日	10：00～15：00	
	水島支所	第2木曜日	10：00～15：00	
	庄 支 所	8、11、2月の 第3水曜日	10：00～12：00	
	茶屋町支所	第2水曜日	9：00～11：00	
	真備支所	偶数月の第1月曜日	9：00～12：00	
	船穂支所	第3木曜日	13：30～16：00	

相談名	相談場所	相談日時		相談員
行政	生活安全課	第3月曜日	10:00～12:00	行政相談委員
	児島支所	第3木曜日	13:00～16:00	
	玉島支所	第2月曜日	9:00～12:00	
	水島支所	第3月曜日	13:00～16:00	
	庄支所	6月の第1木曜日、 8、11、2月の第3水曜日	10:00～12:00	
	茶屋町支所	第2水曜日	9:00～11:00	
	真備支所	第1月曜日	9:00～12:00	
船穂支所	第3木曜日	13:30～16:00		
犯罪被害者等 支援総合	生活安全課	月～金	8:30～17:15	市職員

(2) 旅券（パスポート）

平成18年10月岡山県から事務委譲され、パスポート窓口を、本庁・児島・水島・玉島支所市民課に開設している。
申請・交付件数

	R2年度	R3年度	R4年度
申請件数	1,219	1,068	3,791
交付件数	1,450	1,063	3,475

(3) 消費者保護と自立支援

消費者を取り巻く環境は、著しい技術革新や急速な経済の国際化により、複雑かつ多様化しており、インターネットを介した電子契約トラブルやその時々の特時に絡んだ詐欺、また簡単に儲かる等の甘い言葉で消費者を勧誘する事例が発生している。そのため、国・県等関係機関及び消費者団体との連携を図りながら、消費者の自立を支援するため、消費生活展・各種教養講座などを通じて、消費者知識の啓発、情報の提供に努めるとともに、消費生活相談員による消費に関わる問い合わせや苦情相談業務を行う。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の防止を目的に補助事業を行う。

ア 消費者知識の啓発

(ア) 消費生活展・各種教養講座

(R4年度)

事業名	内容	参加人員
消費生活講演会	消費者知識の普及（2回）	125
消費生活学級	市内（29）小学校区へ設置（講演・研修・見学等）	901
消費生活展	第50回くらしと消費生活展	500

(イ) 消費生活モニター調査

市内の消費者による食品表示法に基づく食品表示と計量法に基づく内容量の調査を実施する。

令和4年度モニター数 30人

イ 消費者情報の提供

(ア) 出前講座の開催受講者数 1,116人（23団体）

(イ) 広報くらしき掲載 12回

(ウ) FMラジオによる情報提供 毎月

ウ 消費者団体の活動

名称	人員	R4年度事業
倉敷市消費生活学級連絡協議会	901	・講演会 ・商品研究、リサイクル活動等 ・情報紙「くらしの窓」発行（年2回） ・地区消費生活展 ほか

エ 消費生活相談

消費生活相談員による相談を、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）に行う。

(ア) 相談方法別件数

相談方法	R2年度	R3年度	R4年度	全体比	前年度比
来訪	527	526	460	14.4%	87.4%
電話	2,563	2,514	2,733	85.5%	108.7%
文書	2	1	1	0.1%	100.0%
計	3,092	3,041	3,194	100.0%	105.0%

(イ) 販売方法別件数

販売方法	R2年度	R3年度	R4年度	全体比	前年度比
店舗購入	614	556	631	19.8%	113.5%
訪問販売	155	154	150	4.7%	97.4%
通信販売	1,072	1,043	1,236	38.7%	118.5%
マルチ的販売	34	12	3	0.1%	25.0%
電話勧誘販売	81	123	115	3.6%	93.5%
ネガティブオプション	53	46	132	1.7%	115.2%
訪問購入	15	31	34	1.1%	109.7%
その他無店舗	39	30	326	0.8%	90.0%
不明・無関係	1,029	1,046	567	29.6%	90.3%
計	3,092	3,041	3,194	100.0%	105.0%

オ 事業者指導の実施

消費生活に関する取引行為や表示等の適正化のため、法令に基づく指導等を行っている。

指導・相談等件数

主な権限移譲法令	R2年度	R3年度	R4年度
食品表示法	53	85	99
家庭用品品質表示法	2	2	1
消費生活用製品安全法	1	1	1
電気用品安全法	1	1	1
割賦販売法	0	0	0
ガス事業法	1	1	0
液化ガス法	1	1	1
計	59	91	103

カ 特殊詐欺被害防止対策電話機等設置事業

令和元年11月1日より、高齢者宅の固定電話への架電による振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の未然防止を目的に、満65歳以上の方のみの世帯を対象とした、迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費用一部補助及び通話録音装置の1年間無償貸出を行っている。

購入補助・通話録音装置貸出申請件数

	R2年度	R3年度	R4年度
購入補助申請件数	66	38	53
通話録音装置貸出申請件数	22	7	13

(4) 計量行政

昭和45年計量法による特定市の指定を受け、法に基づいた計量に関する業務を実施する。

ア 計量法第19条に基づく取引・証明用計量器（特定計量器）の定期検査

対象 商店、事業所、学校、病院等 680戸（令和4年 倉敷地区、水島地区、真備地区）

*特定計量器の定期検査は市内6地区を2つに分け、隔年で実施している。

（令和5年 玉島地区、児島地区、船穂地区）

定期検査の状況

年	検査戸数	検査器数	合格		不合格		検査箇所	検査日数
			器数	%	器数	%		
R2	681	2,540	2,520	99.2	20	0.8	167	92
R3	415	1,141	1,134	99.4	7	0.6	162	54
R4	680	2,822	2,799	99.2	23	0.8	279	95

*平成21年度から倉敷市指定定期検査機関である、（一社）岡山県計量協会が検査を行っている。

イ 立入検査

（ア）未受検計量器取締り

（イ）特定計量器の立入検査

（タクシーメーター、ガスリン量器、電気、水道、ガスメーターなど有効期間のあるもの。）

（ウ）商品量目の取締り

量目商品立入検査の状況

検査体	年	検査戸数	検査件数	超過		不足不正	
				件数	%	件数	%
内容量表記商品	R2	3	49	0	0	0	0
	R3	2	62	0	0	1	2.0
	R4	1	75	12	16.0	0	0
面前計量商品	R2	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0
	R4	5	216	6	2.8	9	4.2

*令和2・3年度面前計量商品の検査は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

（エ）商店、工場の指導取締り

（オ）適正計量管理事業所の推進、取締り

ウ 計量思想の普及

（ア）消費生活モニター調査

委嘱人員 30人 調査件数 1,490件

（イ）計量記念日行事

・ポスターの掲示

（ウ）計量啓発「はかってみよう講座」の実施

受講者数 39人（市内小学1～3年生及びその保護者等）

(5) 防犯

ア 倉敷市地域安全活動支援事業

「倉敷市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、地域で自主的に行う自主防犯パトロール活動を支援するため、防犯関連の消耗品を対象に、上限10万円までの補助金を交付する。

なお、補助金を交付した年度から5年が経過すれば、再申請できる。

年度	交付団体数	交付実団体数
R2	4（新規2）	116
R3	3（新規0）	116
R4	2（新規1）	117

（注）各年度の交付実団体数は再申請団体を除く。

イ くらしき安全・安心パトロール事業

市・教育委員会・事業者・警察の4者が防犯協定を結び、「安全・安心子ども110番」「安全・安心パトロール」などのステッカーを37事業者が1,028台の車両に貼って走行し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図り、業務中に不審者等を発見した場合、110番通報や子どもから助けを求められたときは緊急避難所として対応する。

3. 交通安全対策

(1) 事業

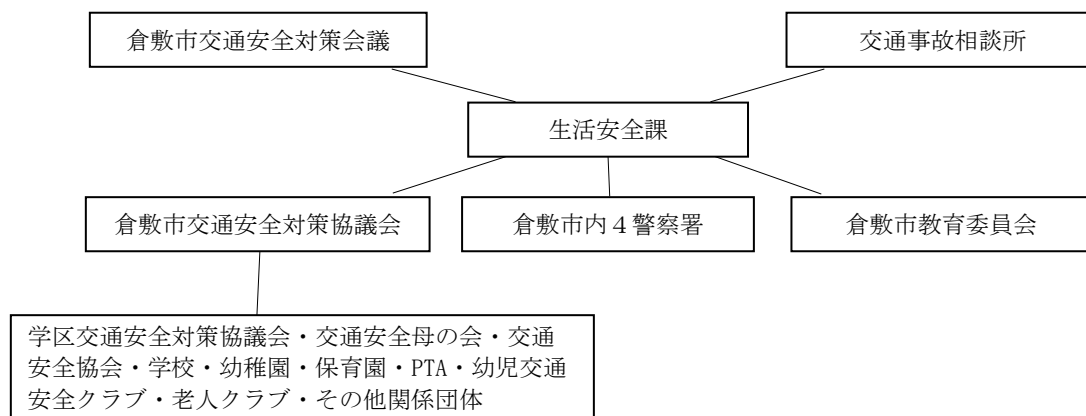
交通安全対策基本法に基づき、交通安全推進体制のもと、カーブミラーの整備、放置自転車防止対策、違法駐車防止対策などの交通環境の整備に努める。また、交通安全教育をはじめ、各関係団体及び関係機関と協力しながら、交通安全意識の普及啓発による交通事故防止を図る。さらに、交通事故災害による救済対策の一環として、交通事故相談を行う。

(2) 交通安全啓発運動

ア 内容

- (ア) 市広報紙等各種媒体を通してのPR
- (イ) 広報車によるPR
- (ウ) 交通安全教室の開催
- (エ) 各種交通安全運動への積極的参加推進
- (オ) 各種関係団体によるPR
- (カ) 立看板・横断幕等による街頭PR

イ 組織



(3) 交通公園

- ア 設置年月日 平成17年8月1日
- イ 位置 倉敷市真備町下二万2110番地1地先
- ウ 面積 2,672.53㎡
- エ 目的 交通安全教育を実施することにより、市民の交通安全意識の向上を図るため設置する。

(4) カーブミラー整備状況

年度	R2	R3	R4
新設基数	171	155	119
修繕基数	295	240	257

※カーブミラーの設置は昭和46年から施行し、R5年3月末現在の市内設置基数は約14,000基である。

(5) 交通事故相談所

ア 相談日時

(R5年4月1日現在)

場所・日時	相談日	時間	備考
生活安全課	月～金	9:00～12:00	ただし、市の休日は除く
		13:00～16:00	
弁護士相談	毎週水曜日	13:00～16:00	

イ 相談件数

年 度	R2	R3	R4
交通事故相談（件）	529	410	227
交通事故弁護士相談（件）	40	25	37
合 計	569	435	264

(6) 交通事故（人身）発生状況

(県統計)

年	R2			R3			R4		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
倉敷市	1,235	9	1,399	1,473	17	1,661	1,390	11	1,573

※高速道路上を除く。

(7) 交通安全教育実施状況

区分 年	一 般		母の会		幼児クラブ		学校・園		高 齢 者		計	
	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員
R2	13	530	0	0	153	6,718	309	14,675	13	327	488	22,250
R3	18	561	1	25	107	4,797	294	18,758	3	72	423	24,213
R4	18	552	1	23	157	7,822	383	25,915	7	154	566	34,466

ただし、一般とは、子ども会・その他である。

(8) 放置自転車等撤去状況

区分	年度	R2	R3	R4
自 転 車		60 (15)	48 (7)	54 (10)
原 動 機 付 自 転 車		0 (0)	1 (0)	0 (0)

() の数は返還台数

4 . 戸籍・住民基本台帳等

(1) 戸籍・住民基本台帳等事務の最近の流れ

平成30年1月 証明書コンビニ交付サービス開始
 令和4年2月 証明交付窓口におけるキャッシュレス決済開始
 令和5年1月 標準仕様に準拠した住民記録・印鑑登録システムと、国民年金システムについてガバメントクラウドにシステム移行して運用開始

(2) 支所別事項別件数表 (届出等) (R4年度)

業務		本庁	児島	玉島	水島	庄	茶屋町	船穂	真備	駅前	計	
戸籍届	出生	2,861	302	419	538	101	123	59	108		4,511	
	婚姻	3,482	107	188	237	13	23	24	19		4,093	
	死亡	4,081	812	1,075	458	28	60	46	76		6,636	
	その他	3,401	385	424	654	84	114	49	96		5,207	
	小計	13,825	1,606	2,106	1,887	226	320	178	299		20,447	
	新戸籍編製	3,050										3,050
	戸籍全部削除	3,029										3,029
その他	34										34	
小計	6,113										6,113	
戸籍関連業務	刑法関係	9,293	187	166	467	3	23	0	5		10,144	
	附票処理	39,928	0	0	0	0	0	0	0		39,928	
	戸籍通知	4,445	0	0	0	0	0	0	0		4,445	
	埋火葬許可	3,761	824	1,097	463	27	62	46	75		6,355	
	死産届受理	51	6	3	0	2	1	0	2		65	
	人口動態	12,253									12,253	
	税法58条通知	5,738									5,738	
小計	75,469	1,017	1,266	930	32	86	46	82		78,928		
住民異動届	転入	9,484	1,385	1,493	1,854			132			14,348	
	転出	8,547	1,291	1,446	1,994		196	158	409		14,041	
	転居	9,699	1,835	1,812	3,571		207	341			17,465	
	出生	2,260	295	397	535						3,487	
	死亡	3,272	795	1,035	464						5,566	
	職権修正	2,793	306	399	309	0	13	12	1		3,833	
	世帯変更(合併・分離・変更)	1,172	356	287	353		18	40	0		2,226	
	その他異動	18,328	917	1,049	1,606		1	10	0		21,911	
	住記関連	9,740	2,354	2,881	2,909	1,022	1,105	495	487		20,993	
小計	65,295	9,534	10,799	13,595	1,022	1,540	1,188	897		103,870		
印鑑登録	登録	6,777	1,575	1,795	2,841	671	834	367	590	121	15,571	
	照会	531	133	179	201	35	58	26	68	10	1,241	
	廃止	9,589	1,577	1,864	1,854	254	351	179	335	53	16,056	
	その他	396	158	166	224	63	50	23	64	19	1,163	
	小計	17,293	3,443	4,004	5,120	1,023	1,293	595	1,057	203	34,031	
マイナンバーカード	申請	18,056	7,001	3,293	6,295	1,327	1,633	1,261	1,887		40,753	
	交付	43,330	15,970	14,279	21,927	4,193	4,351	2,444	5,243		111,737	
	再発行	950	295	244	411	89	65	28	100		2,182	
	その他	18,133	4,720	3,674	6,501	1,557	1,574	750	1,442		38,351	
小計	80,469	27,986	21,490	35,134	7,166	7,623	4,483	8,672		193,023		
通知カード	引渡し	7	1	0	1	0	0	0	0		9	
	廃業	20	0	0	0	0	0	0	0		20	
小計	27	1	0	1	0	0	0	0		29		
個人番号カード	引渡し	125	5	5	0	1	2	0	0		138	
	廃業	109	0	0	0	0	0	0	0		109	
小計	234	5	5	0	1	2	0	0		247		
カード住基	廃止	2	0	0	0	1	0	0	0		3	
	小計	2	0	0	0	1	0	0	0		3	
パスポート	申請(新規・変更・増補)	2,495	340	479	477						3,791	
	交付(新規・変更・増補)	2,297	297	445	436						3,475	
	紛失届	15	5	1	4						25	
	小計	4,807	642	925	917						7,291	
その他	住居表示付定	82	77	20	192						371	
	住居表示証明	29	16	6	12	3	0	2	0		68	
	特別永住者証交付	73	12	10	102	6	3	1	3		210	
	住民票コード通知	3,152	303	521	582						4,558	
	住民異動受理通知	2,701	636	380	617	151	120	66	99		4,770	
	廃業証明	400	23	35	30	19	8	14	9	4	542	
	その他証明	5	1	1	1	1	0	1	7	0	17	
	住所異動不受理	10	5	4	8	0	0	1	0		28	
	支援措置相談	231	74	78	57						440	
	行政データ提供	73	2	0	14	0	0	0	0		89	
	臨時運行	392	317	411	2,367	303	256	0	125		4,171	
	郵便請求送付	43,515	943	743	1,514	844	784	635	428		49,406	
	支所(市民課外業務)					2,889	2,257	86			5,232	
小計	50,663	2,409	2,209	5,496	4,216	3,428	806	671	4	69,902		
年金	申請	6,225	1,784	1,080	2,183	281	435	172	377		12,537	
	給付	915	684	301	502	35	45	34	25		2,541	
	相談件数	12,418	3,826	2,960	5,546	360	343	391	348		26,192	
	小計	19,558	6,294	4,341	8,231	676	823	597	750		41,270	
合計	333,755	52,937	47,145	71,311	14,363	15,115	7,893	12,428	207	555,154		

(3) 支所別事項別件数表（証明）（R4年度）

		本庁	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	駅前	市民サービスコーナー						郵便局										郵便局 合計	コンビニ 交付	合計	
											藤戸	西阿知	福田	連島	郷内	下津井	倉敷 酒津	児島 塩生	児島 田の口	玉島 富田	沙美	穂井田	玉島 天満	倉敷 北畝	倉敷 鶴の浦	川辺				
住民票の写し	有料 窓口 広域 交付	64,770	25,528	15,116	15,738	8,902	7,700	3,911	3,217	3,102	161	468	101	120	199	64	207	50	70	62	25	47	30	55	90	0	636	35,412	185,145	
	無料	154	65	43	40	19	13	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	349
住民票記載事項 証明書	有料	10,999	1,084	623	406	329	339	86	3,117	620	0	5	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,615
	無料	1,475	697	466	542	259	286	124	75	165	13	37	4	3	5	1	1	1	0	1	0	1	1	1	5	0	11	2,348	6,511	
印鑑登録証明書	有料	41	2	4	0	1	0	1	100	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154
	無料	24,969	14,278	9,401	9,700	4,396	5,106	2,498	1,745	2,033	150	367	74	103	175	76	188	31	66	41	41	42	15	20	39	0	483	33,834	109,388	
戸籍の附票の写し	有料	211	107	33	159	34	23	42	182	9	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	802
	無料	5,131	544	704	691	417	239	284	153	213	1	2	1	3	1	0	3	0	0	3	1	0	0	0	1	0	8	0	8,392	
戸籍除籍謄抄本	有料	12,152	1,231	854	671	114	123	128	246	517	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,036
	無料	43,322	10,376	10,736	10,624	3,708	3,823	2,671	2,555	1,724	50	112	27	31	44	17	34	6	13	12	1	7	2	4	14	0	93	0	89,913	
戸籍除籍記載 証明・受理証明	有料	32,580	2,935	2,752	1,836	429	372	437	2,020	1,112	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,475
	無料	789	165	69	97	39	25	10	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,213
住民基本台帳の一 部の写しの閲覧	有料	8	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	無料	2,392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,392
諸証明	有料	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
	無料	2,344	557	464	440	328	212	116	89	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,623
小計	有料	12	0	0	1	3	1	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	
	無料	145,346	52,210	36,999	37,872	18,068	17,404	9,619	7,863	7,310	375	986	207	260	424	158	433	88	149	119	68	97	48	80	149	0	1,231	71,594	407,926	
合計		56,091	5,359	4,267	3,074	910	858	694	5,716	2,263	0	8	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79,248	
合計		201,437	57,569	41,266	40,946	18,978	18,262	10,313	13,579	9,573	375	994	213	262	424	158	433	88	149	119	68	97	48	80	149	0	1,231	71,594	487,174	

(4) 住居表示

ア 住居表示実施状況

(R5年3月31日現在)

面積 (km ²)	住居表示 実施当時の 実施面積 (km ²)	割合 (%)	世帯	実施世帯	割合 (%)	人口	実施人口	割合 (%)
355.63	42.837	12.05	218,626	63,239	28.93	476,710	127,831	26.82

※ 面積は国土地理院発表の「全国都道府県市区町村別面積調べ」による。

※ 住民基本台帳法の改正により、外国人住民も加わった人口・世帯となっている。

イ 住居表示実施区域 (数値は実施年月日現在)

年度	地区名	面積 (km ²)	世帯数	人口	実施年月日
S 38	中庄団地	0.264	1,119	3,636	S 39. 8. 1
	水島地区の市街地	2.410	5,268	13,952	39. 8. 1
39	山陽線以北、倉敷用水以西	1.836	4,790	13,144	40. 10. 1
	児島下の町、田の口地区	4.572	5,905	18,701	40. 10. 1
41	山陽線以南、倉敷用水以東	1.267	3,478	9,084	42. 10. 1
	児島味野地区	2.167	2,472	7,948	42. 6. 1
42	北畝地区	1.461	2,656	8,208	43. 6. 1
	児島小川地区	2.200	1,654	5,100	43. 6. 1
44	児島赤崎、菰池地区	3.844	2,299	7,503	45. 6. 1
45	中畝地区	1.665	2,209	6,447	46. 2. 1
	児島唐琴地区	2.960	1,185	3,768	46. 6. 1
46	倉敷中央地区	0.360	710	1,934	47. 1. 1
	児島大畠地区	0.310	722	2,540	47. 6. 1
47	連島町の一部(川鉄団地)	0.570	4,540	11,010	48. 3. 1
	下津井、田之浦、吹上地区	0.583	954	3,270	48. 6. 1
48	粒江団地	0.042	408	1,392	49. 1. 1
	東塚地区	1.407	1,232	3,602	49. 1. 1
	南畝地区	1.723	557	1,551	49. 1. 1
	下津井地区	1.202	844	3,019	49. 6. 1
	玉島中央町地区	0.340	606	1,900	49. 4. 1
49	東粒浦地区	0.071	193	720	50. 1. 1
	広江3丁目地区	0.239	791	2,227	49. 12. 1
	児島上の町地区	1.706	1,051	3,671	50. 6. 1
	玉島阿賀崎地区	0.650	625	1,934	50. 6. 1
	玉島地区	0.700	1,046	3,455	50. 4. 1
50	天城台地区	0.207	379	1,428	51. 3. 1
	広江地区	1.480	979	3,371	51. 3. 1
54	水島、連島地区	2.500	2,117	7,181	55. 4. 1
	玉島地区	0.320	546	2,135	55. 4. 1
55	帯江地区	0.130	260	860	56. 2. 1
	児島小川地区(中山団地)	0.120	850	2,800	56. 2. 1
57	庄地区	0.430	640	2,179	58. 1. 1
	水島地区	0.025	62	166	58. 1. 1
59	老松町5丁目の一部	0.094	194	367	60. 1. 1
H1	元福田町松江地区	2.352	460	1,038	H2. 6. 1
6	広江8丁目	0.250	176	634	7. 2. 1
7	呼松地区	0.380	501	1,450	8. 3. 4

5. 国民年金

(1) 被保険者 (人)

(R4年3月31日現在)

区分 年度	被保険者			免除		不在 被保険者	納付 対象者	付加保険 被保険者	
	強 制	任 意	計	法 定	申 請				
R1	47,451 33,029	1号 3号	662	81,142	5,132	17,042	357	25,939	3,242
R2	47,785 32,288	1号 3号	674	80,747	5,275	17,791	314	25,393	3,292
R3	47,397 31,291	1号 3号	635	79,323	5,347	17,515	342	25,170	3,243

(2) 受給状況

昭和61年3月31日以前の旧国民年金法による国民年金受給状況

年度	老 齢	通算老齢	障 害	母 子	準母子	遺 児	寡 婦	死 亡 一時金	計 (人)	給付額 (千 円)
R1	1,265	1,274	103	0	0	0	45	56	2,743	1,098,508
R2	1,004	1,056	95	0	0	0	44	61	2,260	903,513
R3	782	823	86	0	0	0	43	48	1,782	716,394

昭和61年4月1日以降の新国民年金法による国民年金受給状況

年 度	老 齢 基 礎	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	計 (人)	給 付 額 (千円)
R1	109,726	7,400	727	117,853	81,775,884
R2	111,282	7,598	717	119,597	83,220,795
R3	112,576	7,831	705	121,112	84,276,306

老齢福祉年金受給権者状況 (大正5年4月1日以前生まれが対象の福祉年金)

年 度	総 受 給 者	全 部 支 給	一 部 支 給	全 部 停 止	給付額 (千円)
R1	3	0	0	3	0
R2	3	0	0	3	0
R3	3	0	0	3	0

(3) 年金額改定経過

(単位：円)

年 月	老 齢 福 祉	老 齢 基 礎	障 害 基 礎	遺族基礎 (子1人)
H31. 4	399,700	780,100	① 975,125 ② 780,100	1,004,600
R2. 4	400,500	781,700	① 977,125 ② 781,700	1,006,600
R3. 4	400,100	780,900	① 976,125 ② 780,900	1,005,600

(4) 保険料

(単位：円)

年 度	R1	R2	R3
定額保険料 (月額)	16,410	16,540	16,610
付加保険料 (月額)	400	400	400

6. 人権行政

我が国においては、これまで基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権にかかわる法制度の整備を図るとともに、諸施策の推進に取り組んでまいりました。

しかし、依然として、人権が完全に保障されている状況には至っておらず、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的指向や性自認などをめぐるさまざまな人権問題があります。また、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な人権侵害が後を絶たない状況にあります。

本市では、倉敷市総合計画の中で「だれもがその人らしさ（個性）を尊重され、幸せに暮らしていくことができる」というめざすまちの姿を掲げ、これを実現するため、「倉敷市人権政策推進計画」を策定し、人権行政を推進しております。

また、人権が「誰かの」問題ではなく、「私の」問題であるということに一人でも多くの人に気づいていただき、人権が尊重されるまちを実現するために、市民、団体、企業、行政などが共に連携し、「オール倉敷」のチームワークで人権問題の解決に取り組んでいます。

(1) 推進体制

倉敷市人権施策推進協議会

設 置	平成15年7月
設置目的	さまざまな人権問題の解決を図るため
所掌事務	人権施策の推進に関すること 人権啓発及び人権教育の方策に関すること 人権問題に関する研究及び情報交換に関すること 隣保館の運営に関すること その他人権施策の推進に必要な事項
組 織	委員20名以内 市議会議員、学識経験者、各種団体の推薦を受けた者及び公募により選任された者

倉敷市人権施策推進本部

設 置	平成14年4月
設置目的	人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため
所掌事項	人権施策に関する総合的な計画立案に関すること 人権施策推進に関する連絡及び調整に関すること 関係する行政機関又は団体との連携に関すること その他必要な事項
組 織	本部長 市長、副本部長 副市長、教育長 構成員 企画財政局長、総務局長、市民局長、環境リサイクル局長、保健福祉局長、文化産業局長、建設局長、消防局長、水道事業管理者、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、教育次長

倉敷市人権施策推進会議

設 置	平成14年4月
設置目的	人権施策を総合的かつ効果的に実施するため
所掌事項	人権施策に関する調査研究及び計画立案に関すること 人権施策推進に関する連絡及び調整に関すること 人権啓発、教育の推進に関すること その他人権施策の推進に関して必要な事項
組 織	会長 市民局長、副会長 人権政策部長、教育委員会事務局参事（人権担当） 委員 部長級等職員（37名）、幹事 課長級等職員（25名）

倉敷市えせ同和行為排除推進会議

設 置	平成14年6月
設置目的	えせ同和行為の排除の取組を強力に推進するため
職 務	えせ同和行為排除の取組の推進に関すること えせ同和行為排除の取組についての連絡調整に関すること
組 織	会長 市民局長、副会長 人権政策部長、教育委員会事務局参事（人権担当） 委員 部長級等職員（37名）、推進員 各所属に1名（原則として係長級職員）

(2) 人権啓発

ア 啓発活動

(ア) 広報活動

- ・ 広報「くらしき」への人権啓発記事「ほのぼの家族」の掲載
- ・ テレビ・ラジオによる啓発（啓発映画放映・ラジオ番組放送）
- ・ ホームページ・Instagram（インスタグラム）・Twitter（ツイッター）・Facebook（フェイスブック）による啓発
- ・ カタログラック（イオンモール倉敷内）での啓発冊子等の配布

(イ) 教材・資料等の作成、整備

a 資料の作成

- ・ 人権作品集（広報紙特集号）

b 視聴覚教材の整備（令和4年度）

- ・ 啓発DVDの所蔵（DVD、VHS） 412本
- ・ 啓発DVDの貸出

利用団体	延 82団体
利用本数	延168本
利用者数	延15,859名

(ウ) 人権週間事業

人権週間の趣旨、同和問題の理解等を広報紙、懸垂幕、人権作品の展示、広報車での中市宣伝等を通じて、広く市民に呼びかけています。

(エ) 人権作品募集事業

平成22年度から、人権意識の普及・高揚を図るため、人権に関する作品を広く市民から募集しています。

令和4年度の応募総数	ハートフルメッセージ	45点
	ハートフル絵手紙	125点

(オ) 人権問題講演会

市民を対象にして、講演会を昭和57年度から実施しています。

回数	開催年月日	演 題	講 師	場 所
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止				
37	令和3年8月29日	OriHimeがつなぐ未来	吉藤 オリィ	オンラインによる講演
38	令和5年1月29日	転んだら、どう起きる？	宇梶 剛士	倉敷市芸文館

(カ) ふれあい人権フェスティバル

人権意識の普及・高揚を図っていくため、誰もが楽しみ体験しながら気軽に参加できる体験的参加型のイベントを平成9年度から実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、事業内容を変更して実施しました（シネマdeふれあいフェスタ）。

令和4年度は、新型コロナウイルス業種別ガイドラインを遵守し、感染症対策を徹底し、グルメコーナーなど飲食を伴わない形式で実施しました。

回数	開催年月日	テーマ	メインステージ	場 所
	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止			
—	令和3年10月9日	シネマdeふれあいフェスタ	映画上映	マービーふれあいセンター
23	令和4年10月1日	かんがえよう。 ～みんなの“じんけん”～	みんなのステージ、こども映画上映会、なぞときたからさがし!	マービーふれあいセンター

(キ) フィール the ライブ!

様々な人権課題の中から講演とパフォーマンスができる方を招き、偏見や差別を乗り越え、自分らしく前向きに生きる姿や思いをリアルタイムで感じられる機会となるよう令和元年度から実施しています。

回数	開催年月日	テーマ	講 師	場 所
	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止			
2	令和3年11月3日	ダウン症の娘と共に生きて	金澤 泰子・金澤 翔子	ライフパーク倉敷大ホール
3	令和4年10月30日	ワタシは一体ナニジンなんだろう	ピーター・フランクル	ライフパーク倉敷大ホール

イ 隣保館活動

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとなることをめざしています。

隣保館では、だれでも気軽に参加できる様々な講座やイベントを通じ、住民同士の交流を深め、明るく住みやすい地域づくりに努めるとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を実施しています。

また、住民に信頼される身近な相談窓口として、相談者一人ひとりの立場に立った適切な支援や、アンケート調査などから地域ニーズを把握し、夢のある地域づくりをめざすなど、幅広く、きめ細かいサービスを提供しています。

倉敷市には、倉敷民主会館・玉島池畝会館・児島民主会館・水島会館・真備人権ふれあい館の5つの隣保館があります。

7. 男女共同参画推進

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、市町村に対しては、区域の特性に応じた施策についての基本的な計画を策定することを努力義務としています。

この趣旨に基づき、本市では、平成13年4月に施行した倉敷市男女共同参画条例に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、同年、「くらしき男女共同参画プラン」（推進期間：平成13～22年度、平成18年度改訂）を、平成23年に「第二次くらしきハーモニープラン（第二次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成23～27年度）を、そして、平成28年に「第三次くらしきハーモニープラン（第三次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成28～令和2年度）を策定し、総合的に施策を推進してきました。

しかし、家庭、地域、働く場等あらゆる場に固定的性別役割分担意識がまだ根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画等が十分には進んでいない現状があります。また、性別や世代の違いだけでなく一人ひとりの個性や価値観、ライフスタイルに至るまで「多様」であることを認め合い、尊重する取組が求められており、真の男女共同参画社会の実現のためには、今後も引き続き、男女共同参画を推進する必要があります。

こうしたことから、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな課題にも対応するため、令和3年3月に「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：令和3～7年度）を策定し、男女共同参画社会実現のための施策を計画的・総合的に推進しています。

(1) これまでの主な動き

- 平成9年4月 「倉敷市女性ふれあいセンター」設置（平成13年4月「倉敷市男女共同参画推進センター」（愛称：ウィズアップくらしき）と改称）
- 平成12年10月 「倉敷市男女共同参画都市宣言」宣言
- 平成13年1月 「くらしき男女共同参画プラン」（推進期間：平成13～22年度）策定
- 平成13年4月 「倉敷市男女共同参画条例」施行

- 平成21年3月 「倉敷市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(倉敷市DV防止計画)策定
- 平成21年4月 「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」設置
- 平成23年3月 「第二次くらしきハーモニープラン(第二次倉敷市男女共同参画基本計画)」(推進期間:平成23～27年度)策定
- 平成27年10月 「日本女性会議2015倉敷」開催
- 平成28年3月 「第三次くらしきハーモニープラン(第三次倉敷市男女共同参画基本計画)」(推進期間:平成28～令和23年度)策定
 ※本計画以降、基本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及びDV防止法に基づく市町村基本計画(DV防止計画)に位置づける
- 平成28年4月 配偶者暴力相談支援業務の対象を高梁川流域圏域に拡大
- 令和3年3月 「第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)」(推進期間:令和3～7年度)策定

(2) 審議会

- 名称 倉敷市男女共同参画審議会
- 設置 平成13年4月
- 設置目的 男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため
- 所掌事務 ○次のことについて、市長の諮問に応じ調査審議すること
- ・基本計画の策定及び変更に関すること
 - ・DV防止計画の策定及び変更に関すること
 - ・その他男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること
- 施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べること
- 組織 委員20名以内、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体から推薦された者、事業所から推薦された者、市民

(3) 男女共同参画啓発事業

- ア くらしきハーモニーフェスタ
 性別にかかわらず、だれもが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、市民とともにさまざまな問題を考える契機とするため、平成元年度から毎年1回、講演会などを開催している。
- イ 情報誌「WITHテリア」の発行
 男女共同参画社会の実現をめざすための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行している。(発行部数13,000部)
- ウ 男女共同参画社会づくり表彰
 男女共同参画社会をめざし、各分野で積極的に取り組んでいる個人、事業所を表彰し、その功績を広く公表している。
- エ 男女共同参画推進事業所認定制度
 一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定し、広く公表している。
- オ 男女共同参画パネル展の開催
 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、男女共同参画に関するパネル展示を実施し、市民への啓発及び意識の高揚を図っている。
- カ 男女共同参画作品展の開催
 男女共同参画の視点でとらえた作品(4コマ漫画)を市民等から募集し、表彰するとともに本庁・支所等で展示することで啓発と意識の高揚を図っている。
- キ 中学生向け啓発冊子「ONE STEP UP」の作成配布
 固定的な男女の役割分担にとらわれない進路選択や人権教育に活用してもらうため、市内の中学2年生全員に配布している。
- ク 男女共同参画推進地域リーダー養成セミナーの開催
 多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境をつくるため、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例を学ぶセミナーを開催する。

ケ 高梁川流域女性活躍推進事業

高梁川流域における女性活躍を推進するために、女性の活躍をテーマにしたセミナー、マルシェ、ワークショップ、パネル展示等を開催する。

また、様々な困難・課題を抱える女性を対象として、将来の就労につなげる研修プログラム等を実施する。

(4) 男女共同参画推進センター事業

男女共同参画を進める拠点施設として、平成9年4月「倉敷市女性ふれあいセンター」を設置し、平成13年4月に「倉敷市男女共同参画推進センター」（愛称「ウィズアップくらしき」）に改称した。平成21年4月から「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」を設置した。

男女平等・共同参画に関する情報収集・提供、学習機会の提供を行うとともに、市民や団体・グループが主体的に男女共同参画の推進活動を展開する場を提供するなど支援を行っている。

また、DVやセクハラなどのさまざまな悩みに対応するため、電話や面接による相談を行うとともに、弁護士や臨床心理士による専門的な相談も行っている。（平成28年度から、対象者を高梁川流域圏域に拡大）

ア くらしきハーモニーセミナーの開催

幅広い世代に対し男女共同参画への意識の浸透を図るため、くらしきハーモニープランの重点目標に因んだテーマでセミナーを開催する。

イ 団体・グループ等の活動支援

31団体（令和5年4月末現在）

ウ 男女共同参画推進事業の委託

9事業（令和4年度）

エ 貸館業務

年間利用者数 11,597人（令和4年度）

オ 相談業務

- ・電話・面接相談・・・火～土曜日 9:00～17:30
- ・法律相談・・・女性弁護士による法律相談（月2回、5人／回）
- ・心理カウンセリング・・・月1回、3人／回

<相談件数>

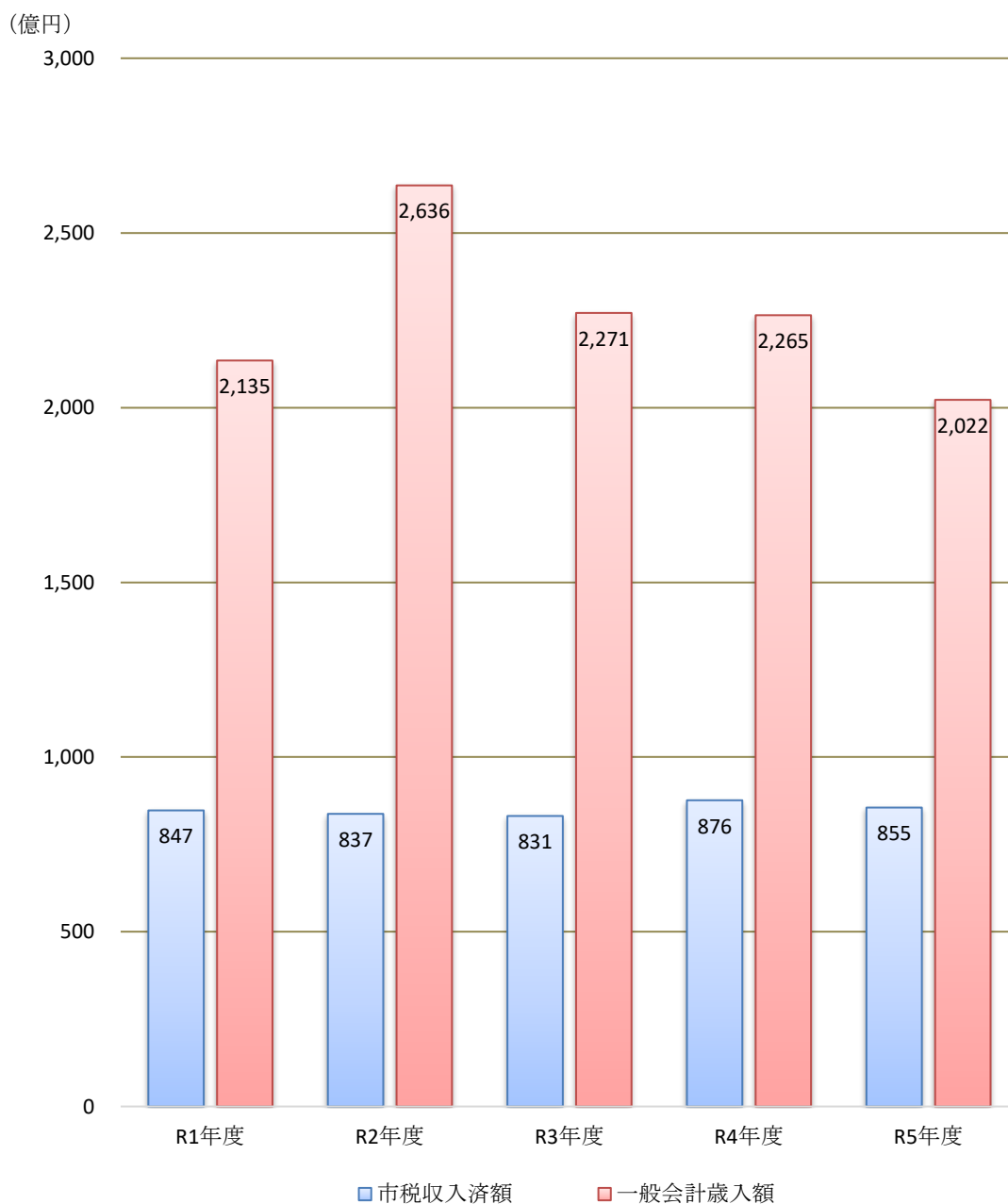
相談方法	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電話	1,511	1,693	1,458
面接	220	243	193
法律	115	112	101
心理	—	25	25
計	1,846	2,073	1,777

カ DV被害者への支援

関係機関の情報提供、緊急時における安全の確保の支援、保護施設との連携、保護命令制度に関する情報提供、書類の作成支援

8. 市 税

(1) 一般会計歳入額及び市税収入額の推移



(単位：千円)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
一般会計歳入額	213,495,354	263,606,987	227,113,141	226,451,343	202,233,829	
市税収入済額	84,732,336	83,740,338	83,141,170	87,637,993	85,541,734	
割合	39.7	31.8	36.6	38.7	42.3	
市税 対前年	増減額	1,766,440	-991,997	-599,167	4,496,823	-2,096,259
	増減率	2.1	-1.2	-0.7	5.4	-2.4

※R4年度は決算見込額（市税対前年は、R3年度の市税収入済額と比較しています。）

※R5年度は当初予算額（市税対前年は、R4年度の市税決算見込額と比較しています。）

(2) 市税の税率及び納期（令和5年度）

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																
市 民 税	<p>1. 個 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割 年額 3,500円 ○ 所得割 課税所得金額 6% <p>2. 法 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割 <table border="1" data-bbox="395 524 1000 1211" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">市 民 税 均 等 割</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">資本金等の額 ※</th> <th style="text-align: center;">市内従業者 数の合計</th> <th style="text-align: center;">標 準 税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50億円超の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10億円超50億円 以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">175万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1億円超10億円 以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,000万円超 1億円以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上 記 以 外 の 法 人 等</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">※平成27年4月1日以降に開始する事業年度は、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の合計額を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人税割 8.4% (※) 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始した事業年度については、12.1%を適用する。 	市 民 税 均 等 割			資本金等の額 ※	市内従業者 数の合計	標 準 税 率	50億円超の法人	50人超	300万円	50人以下	41万円	10億円超50億円 以下の法人	50人超	175万円	50人以下	41万円	1億円超10億円 以下の法人	50人超	40万円	50人以下	16万円	1,000万円超 1億円以下の法人	50人超	15万円	50人以下	13万円	1,000万円以下	50人超	12万円	上 記 以 外 の 法 人 等		5万円	<p>個 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日第 2期 8月1日～8月31日第 3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 ・特別徴収（給与） 毎月分（6月～翌年5 月） 徴収の翌月10日 ・特別徴収（年金） 年金支払月の翌月10日 <p>法 人</p> <p>法人税申告期限と同じ （事業年度終了の日の 翌日から2ヶ月以内）</p>
市 民 税 均 等 割																																		
資本金等の額 ※	市内従業者 数の合計	標 準 税 率																																
50億円超の法人	50人超	300万円																																
	50人以下	41万円																																
10億円超50億円 以下の法人	50人超	175万円																																
	50人以下	41万円																																
1億円超10億円 以下の法人	50人超	40万円																																
	50人以下	16万円																																
1,000万円超 1億円以下の法人	50人超	15万円																																
	50人以下	13万円																																
1,000万円以下	50人超	12万円																																
上 記 以 外 の 法 人 等		5万円																																
固 定 資 産 税	<p>課税標準額の $\frac{1.4}{100}$</p> <p>免税点 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p>	<p>第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p>																																

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																																																	
軽自動車税	<p>1. 軽自動車税環境性能割</p> <table border="1" data-bbox="363 277 1136 869"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="363 277 810 412" rowspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="810 277 1136 322">税 率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="810 322 970 412">自家用</th> <th data-bbox="970 322 1136 412">営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 412 810 510">電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減又は平成30年規制適合）</td> <td data-bbox="810 412 970 510">非課税</td> <td data-bbox="970 412 1136 510">非課税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 510 507 712" rowspan="2">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)</td> <td data-bbox="507 510 651 609">平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)</td> <td data-bbox="651 510 810 609">令和12年度燃費基準75%達成</td> <td data-bbox="810 510 970 609">1%</td> <td data-bbox="970 510 1136 609">0.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 609 651 712">又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)</td> <td data-bbox="651 609 810 712">令和12年度燃費基準60%達成</td> <td data-bbox="810 609 970 712">2%</td> <td data-bbox="970 609 1136 712">1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 712 810 869">上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車</td> <td data-bbox="810 712 970 869"></td> <td data-bbox="970 712 1136 869">2%</td> </tr> </tbody> </table>	車 種 区 分			税 率		自家用	営業用	電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減又は平成30年規制適合）			非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)	令和12年度燃費基準75%達成	1%	0.5%	又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)	令和12年度燃費基準60%達成	2%	1%	上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車				2%	<p>軽自動車（三輪以上）の取得時 ※取得価格が50万円を超えるもの</p>																																							
	車 種 区 分				税 率																																																														
自家用				営業用																																																															
電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減又は平成30年規制適合）			非課税	非課税																																																															
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)	令和12年度燃費基準75%達成	1%	0.5%																																																															
	又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)	令和12年度燃費基準60%達成	2%	1%																																																															
上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車				2%																																																															
軽自動車税	<p>2. 軽自動車税種別割</p> <table border="1" data-bbox="363 1008 1136 1572"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="363 1008 817 1048">種 別</th> <th data-bbox="817 1008 1136 1048">年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1048 481 1196" rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td data-bbox="481 1048 817 1084">50cc以下</td> <td data-bbox="817 1048 1136 1084">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1084 817 1120">50ccを超え90cc以下</td> <td data-bbox="817 1084 1136 1120">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1120 817 1155">90ccを超え125cc以下</td> <td data-bbox="817 1120 1136 1155">2,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1155 817 1196">三輪以上のもの（ミニカー）</td> <td data-bbox="817 1155 1136 1196">3,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1196 481 1456" rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2" data-bbox="481 1196 817 1267">二輪のもの (125cc超～250cc以下)</td> <td data-bbox="817 1196 1136 1267">3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="481 1267 817 1303">三輪のもの（660cc以下）</td> <td data-bbox="817 1267 1136 1456" rowspan="4">別図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1303 603 1456" rowspan="2">四輪以上のもの (660cc以下)</td> <td data-bbox="603 1303 699 1344">乗 用</td> <td data-bbox="699 1303 817 1344">自家用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1344 699 1379">貨物用</td> <td data-bbox="699 1344 817 1379">自家用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1379 603 1415"></td> <td data-bbox="603 1379 699 1415"></td> <td data-bbox="699 1379 817 1415">営業用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1415 603 1456"></td> <td data-bbox="603 1415 699 1456"></td> <td data-bbox="699 1415 817 1456">営業用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1456 481 1536" rowspan="2">小型特殊 自動車</td> <td colspan="2" data-bbox="481 1456 817 1491">農耕作業用のもの</td> <td data-bbox="817 1456 1136 1491">2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="481 1491 817 1536">その他のもの</td> <td data-bbox="817 1491 1136 1536">5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="363 1536 817 1572">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td data-bbox="817 1536 1136 1572">6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図-I</p> <table border="1" data-bbox="363 1671 1136 1962"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="363 1671 798 1774" rowspan="2">車両区分</th> <th data-bbox="798 1671 963 1706">初度検査年月</th> <th data-bbox="963 1671 1136 1774">H27年3月 までの車両 (旧税率)</th> <th data-bbox="1136 1671 1449 1774">H27年4月 以降の車両 (新税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="363 1774 798 1809">三 輪</td> <td data-bbox="798 1774 963 1809"></td> <td data-bbox="963 1774 1136 1809">3,100円</td> <td data-bbox="1136 1774 1449 1809">3,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1809 481 1962" rowspan="4">四輪以上</td> <td data-bbox="481 1809 603 1845" rowspan="2">乗 用</td> <td data-bbox="603 1809 798 1845">自 家 用</td> <td data-bbox="798 1809 963 1845">7,200円</td> <td data-bbox="963 1809 1136 1845">10,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1845 798 1881">営 業 用</td> <td data-bbox="798 1845 963 1881">5,500円</td> <td data-bbox="963 1845 1136 1881">6,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1881 603 1917" rowspan="2">貨物用</td> <td data-bbox="603 1881 798 1917">自 家 用</td> <td data-bbox="798 1881 963 1917">4,000円</td> <td data-bbox="963 1881 1136 1917">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1917 798 1962">営 業 用</td> <td data-bbox="798 1917 963 1962">3,000円</td> <td data-bbox="963 1917 1136 1962">3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	50ccを超え90cc以下	2,000円	90ccを超え125cc以下	2,400円	三輪以上のもの（ミニカー）	3,700円	軽自動車	二輪のもの (125cc超～250cc以下)		3,600円	三輪のもの（660cc以下）		別図	四輪以上のもの (660cc以下)	乗 用	自家用	貨物用	自家用			営業用			営業用	小型特殊 自動車	農耕作業用のもの		2,400円	その他のもの		5,900円	二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円	車両区分		初度検査年月	H27年3月 までの車両 (旧税率)	H27年4月 以降の車両 (新税率)	三 輪			3,100円	3,900円	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	営 業 用	5,500円	6,900円	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円	営 業 用	3,000円	3,800円	<p>5月1日～5月31日</p>
	種 別		年 税 額																																																																
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円																																																																	
	50ccを超え90cc以下	2,000円																																																																	
	90ccを超え125cc以下	2,400円																																																																	
	三輪以上のもの（ミニカー）	3,700円																																																																	
軽自動車	二輪のもの (125cc超～250cc以下)		3,600円																																																																
	三輪のもの（660cc以下）		別図																																																																
	四輪以上のもの (660cc以下)	乗 用		自家用																																																															
		貨物用		自家用																																																															
		営業用																																																																	
		営業用																																																																	
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの		2,400円																																																																
	その他のもの		5,900円																																																																
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円																																																																	
車両区分		初度検査年月	H27年3月 までの車両 (旧税率)	H27年4月 以降の車両 (新税率)																																																															
		三 輪			3,100円	3,900円																																																													
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円																																																															
		営 業 用	5,500円	6,900円																																																															
	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円																																																															
		営 業 用	3,000円	3,800円																																																															

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																	
軽自動車税	別図-II 三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割の重課税率	5月1日～5月31日																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両区分</th> <th>初度検査年月</th> <th>登録後13年を経過した車両 (H22年3月以前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		車両区分		初度検査年月	登録後13年を経過した車両 (H22年3月以前)	三輪			4,600円	四輪以上	乗 用	自 家 用	12,900円	営 業 用	8,200円	貨物用	自 家 用	6,000円	営 業 用	4,500円														
	車両区分		初度検査年月	登録後13年を経過した車両 (H22年3月以前)																															
	三輪			4,600円																															
四輪以上	乗 用	自 家 用	12,900円																																
		営 業 用	8,200円																																
	貨物用	自 家 用	6,000円																																
		営 業 用	4,500円																																
別図-III 三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車両区分</th> <th colspan="3">軽減率</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>75%</th> <th>50%</th> <th>25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>1,300円</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分			軽減率						75%	50%	25%	三輪			1,000円			四輪以上	乗 用	自 家 用	2,700円	営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上	貨物用	自 家 用	1,300円			営 業 用	1,000円	
車両区分			軽減率																																
			75%	50%	25%																														
三輪			1,000円																																
四輪以上	乗 用	自 家 用	2,700円																																
		営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円																														
四輪以上	貨物用	自 家 用	1,300円																																
		営 業 用	1,000円																																
	電気自動車など排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の車両について、その燃費性能に応じて新税率から概ね75%、50%、25%軽減されます。																																		
	○登録時期と適用年度 「初度検査年月」が、令和5年4月から令和6年3月までの車両で、新規登録された翌年度に限り適用されます。																																		
市たばこ税	期 間 現 行 (令和3年10月1日～)	税率 (1,000本あたり) 6,552円	翌月末日																																
特別土地保有税	平成15年度より課税停止																																		
入 湯 税	入湯客1人1日 150円 (1泊2日を1日とする。)		翌月15日																																
事 業 所 税	資 産 割……事業所床面積 1㎡につき年額600円 免税点1,000㎡以下 従業者割……従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 免税点100人以下		法 人 事業年度終了の日から 2ヶ月以内 個 人 翌年の3月15日																																
都 市 計 画 税	課税標準額の $\frac{0.3}{100}$		固定資産税と同じ																																

(3) 市税の内訳 (R5年度当初予算)

(令和5年4月1日 人口476,710人、世帯218,626世帯)

税目	区分	予 算 額	構 成 比	市民1人当たり負担額	1世帯当たり負担額
市 民 税		31,243,508 千円	36.5 %	65,540 円	142,909 円
固 定 資 産 税		39,188,906	45.8	82,207	179,251
軽 自 動 車 税		1,754,812	2.1	3,681	8,027
市 た ば こ 税		3,280,071	3.8	6,881	15,003
事 業 所 税		4,565,003	5.4	9,576	20,880
都 市 計 画 税		5,479,937	6.4	11,495	25,065
入 湯 税		29,497	0.0	62	135
合 計		85,541,734	100.0	179,442	391,270

(4) 水島地区税収 (4税) 内訳 (現年度調定額)

区分		年度	R2 年 度	R3 年 度	R4 年 度
法 人 市 民 税	全 市 (百 万 円)		4,610	4,436	6,673
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	856	790	3,040
		対 全 市 比 (%)	18.6	17.8	45.6
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 計	全 市 (百 万 円)		44,928	43,826	45,982
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	10,766	10,415	11,440
		対 全 市 比 (%)	24.0	23.8	24.9
事 業 所 税	全 市 (百 万 円)		4,574	4,564	4,605
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	2,992	2,979	2,991
		対 全 市 比 (%)	65.4	65.3	64.9
合 計	全 市 (百 万 円)		54,112	52,826	57,260
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	14,620	14,190	17,471
		対 全 市 比 (%)	27.0	26.9	30.5

(5) 納税義務者数等

① 市民税 (個人分) (R5年度当初調定)

(単位:人)

均等割のみを納める者	所得割のみを納める者	均等割と所得割を納める者	納税義務者数
14,090	9,300	222,045	245,435

・普通徴収 人 ・特別徴収 171,750人 ・税額 24,759,738千円

② 市民税 (法人分) (R4年度末現在)

(単位:社)

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人
9,580	119	1,682	188	471	76
			7号法人	8号法人	9号法人
			417	42	80

③ 固定資産税・都市計画税 (R5年度当初調定)

(単位：人、社)

税目	土地			家屋			償却資産			合計
	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計	
固定	139,369	5,286	144,655	141,396	5,864	147,260	2,154	4,719	6,873	298,788
都計	109,204	4,422	113,626	108,811	4,975	113,786	-	-	-	227,412

※ 免税点以上のもの

税額

	固定資産税	都市計画税	計
土地	12,165,818千円	2,947,892千円	15,113,710千円
家屋	13,838,859	2,626,814	16,465,673
償却資産	12,415,529	-	12,415,529
計	38,420,206	5,574,706	43,994,912

④ 軽自動車税種別割R4年度 (課税台数・税額)

(単位：台、千円)

区分	車種 原動機付 自転車	軽自動車			小型特殊 自動車	二輪の 小型自動車	合計
		四輪乗用	四輪貨物用	その他			
台数	25,706	138,078	34,408	5,211	3,676	6,787	213,866
税額	54,066	1,374,120	174,552	18,769	11,885	40,722	1,674,114

教 育 委 員 会

内 容

教育委員会 の 構 成
教 育 予 算
倉敷市教育大綱
倉敷市教育振興基本計画
令和5年度教育行政重点施策
学 事
指 導
保 健 体 育
生 涯 学 習
文 化 財 保 護
ラ イ フ パ ー ク 倉 敷

1. 教育委員会の構成

(1) 歴代教育長

氏名	就任期間
高木 甲一	昭和42.2～43.3
三島 一夫	昭和44.4～60.3
今田 昌男	昭和60.4～平成5.3
山田 錦造	平成5.4～13.3
田中 俊彦	平成13.4～17.3
吉田 雄平	平成17.4～25.3
井上 正義	平成25.4～令和5.3
仁科 康	令和5.4～

(2) 現教育委員

役職名	氏名	現任期
教育長職務代理者	大原 あかね	令和 3.4.1～令和7.3.31
委員	難波 弘志	平成31.4.1～令和9.3.31
委員	沼本 浩彰	令和 2.4.1～令和6.3.31
委員	江原 雅江	令和 4.4.1～令和8.3.31

(3) 歴代教育委員

氏 名	就任期間（ ）は委員長就任期間
真 鍋 英 一	昭和42.2～45.3 (42.2～43.3)
早 瀬 紀 典	昭和42.2～46.3
石 井 亨	昭和42.2～42.3
森 本 重 親	昭和42.2～42.3
高 木 甲 一	昭和42.2～43.3
福 井 啓 二	昭和42.4～48.3 (43.4～48.3)
武 鐘 和 夫	昭和42.4～46.3
三 島 一 夫	昭和44.4～60.3
星 島 睦 雄	昭和45.4～53.3 (48.4～49.3 52.4～53.3)
石 井 正	昭和46.4～54.3 (49.4～50.3 53.4～54.3)
滝 沢 千之助	昭和46.4～54.3 (50.4～51.3)
石 井 節 三	昭和48.4～56.3 (51.4～52.3 54.4～55.3)
鴨 井 利 郎	昭和53.4～61.3 (55.4～56.3 59.4～60.3)
岡 田 由 夫	昭和54.4～62.3 (56.4～57.3 60.4～61.3)
篠 山 卓 郎	昭和54.4～62.3 (57.4～58.3 61.4～62.3)
笠 原 稔	昭和56.4～60.3 (58.4～59.3)
今 田 昌 男	昭和60.4～平成5.3
岡 部 智洋雄	昭和60.4～60.6
小松原 富几生	昭和60.12～平成5.3 (62.4～63.3 3.4～4.3)
矢 部 和 夫	昭和61.4～平成6.3 (63.4～1.3 4.4～5.3)
中 嶋 廣 介	昭和62.4～平成3.3 (1.4～2.3)
山 本 武	昭和62.4～平成3.3 (2.4～3.3)
沼 本 徹 郎	平成3.4～11.3 (5.4～6.3 9.4～10.3)
貫 名 美 子	平成3.4～11.3 (6.4～7.3 10.4～11.3)
小 山 甫 典	平成5.4～13.3 (7.4～8.3 11.4～12.3)
山 田 錦 造	平成5.4～13.3
仁 科 省 吾	平成6.4～14.3 (8.4～9.3 12.4～13.3)
渡 辺 昭 子	平成11.4～19.3 (13.4～14.3 17.4～18.3)
小 林 好 学	平成11.4～19.3 (14.4～15.3 18.4～19.3)
田 中 俊 彦	平成13.4～17.3
藤 井 淑 子	平成13.4～21.3 (15.4～16.3 19.4～20.3)
藤 澤 太 郎	平成14.4～18.3 (16.4～17.3)
吉 田 雄 平	平成17.4～25.3
近 藤 幸 二	平成18.4～26.3 (20.4～21.3 24.4～25.3)
西 原 孝 雄	平成19.4～27.3 (21.4～22.3 25.4～26.3)
浅 野 彰 彦	平成19.4～28.3 (22.4～23.3 26.4～27.3)
竹 内 京 子	平成21.4～ (23.4～24.3 27.4～28.3)
井 上 正 義	平成25.4～29.3
仁 科 正 己	平成26.4～令和4.3 (28.4～29.3)
村 山 佳 則	平成27.4～31.3
谷 田 陽 平	平成28.4～令和2.3
大 原 あかね	平成29.4～
難 波 弘 志	平成31.4～
沼 本 浩 彰	令和2.4～
江 原 雅 江	令和4.4～

2. 教育予算

(1) 予算額の推移（項別）

（単位：千円）

項名	R3年度（決算）	R4年度（最終予算）	R5年度（当初予算）
教育総務費	5,036,967	5,946,637	3,977,382
小学校費	3,041,136	5,685,384	2,285,256
中学校費	1,616,966	2,069,054	1,179,925
高等学校費	217,876	792,761	1,037,465
特別支援学校費	132,974	140,435	137,905
幼稚園費	1,017,067	1,404,649	1,091,049
生涯学習費	2,113,788	2,315,690	2,450,022
学校保健費	1,849,590	3,242,447	2,122,281
	15,026,364	21,597,057	14,281,285

(2) 児童生徒1人当たりの教育費

（単位：円）

小学校	114,243	216,224	88,456
中学校	124,978	161,191	92,550
高等学校	376,297	1,403,117	1,836,221
特別支援学校	554,058	585,146	528,372
幼稚園	432,794	652,415	557,511

3. 倉敷市教育大綱

「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」

(1) I am from Kurashiki.

「“倉敷のひと”であることを誇りに思うひとに」

「倉敷で育った」「倉敷で学んだ」「倉敷に住んだ」ことを誇りに思うひとになるということです。「このまちで育ってよかった。」「このまちで学んでよかった。」「このまちに住んでよかった。」と思えるひとになってほしいという思いを込めています。

(2) This is from Kurashiki.

「“倉敷らしさ”を誇りに思うひとに」

倉敷には、世代を超えて受け継がれてきた個性的で魅力的な歴史・文化が息づいています。その歴史・文化に支えられながら、倉敷の未来を創っていくことを誇りに思うひとになるということです。倉敷の魅力ある地域資源を活用して、倉敷を活力ある地域にしていきたいという思いを込めています。

(3) From Kurashiki to the world

「“倉敷のよさ”を世界へ発信できるひとに」

グローバルな観点を持ち、倉敷から世界に向けて視野を広げ、倉敷の魅力を世界へ発信していくことができるひとになることが誇りとなるということです。豊かな個性と創造力で、世界の人たちに倉敷のよさを知ってもらいたい、共有してもらいたいという思いを込めています。

4. 倉敷市教育振興基本計画

(1) 基本理念

倉敷市教育大綱「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」を基本理念とし、その実現に向けて倉敷市教育大綱に掲げる3つの基本方針を倉敷市教育振興基本計画の基本目標として設定し、計画を推進します。

(2) 基本目標

① 子どもの教育

【目標】思いやりの心を持ち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する

平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症など予測困難な事象が生じている現代社会においては、一人一人がお互いの違いや良さを認め合い、相手への思いやりの心をもつとともに、自らで考え行動する力を身につけることが必要です。

また、今後、Society5.0など新たな社会を迎える中で、これからの社会に対応していく力も必要です。

このため、これからの社会を生きていくすべての子どもたちが自分らしい強みと自信を持ち、基礎的・基本的な学力や知識を身に付け、自ら考え、行動し、たくましく生き抜くことができる力を伸ばす教育を推進します。

② 生涯学習

[目標] 夢と生きがいをもち、学び続けることができる社会を実現する

学びに終わりはなく、ひとは生涯にわたって学び続けていくものです。人生100年時代の到来が予測される現在、市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいをもち、知識や教養を高め、生活を実り多いものにすることが必要です。

このため、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現をめざします。

③ 地方創生・協働

[目標] ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する

人口減少に伴う地域社会の縮小が懸念される中、「地方創生」に向けて、地域を担う「人財＝ひと」を地域の中で育成するとともに、日本遺産を始めとした倉敷が誇る特色ある地域資源を活用して、その魅力を国内外へ広く発信し、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちにしていくことが必要です。

このため、平成28年5月に本市で開催された「G7倉敷教育大臣会合」で採択された「倉敷宣言」の中で推進に取り組むこととしたSDGsの理念を取り入れ、学校、家庭と地域が連携し、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

また、郷土の先人、歴史、文化等を学び、郷土への理解、愛着、誇り、そして、将来このまちを担っていく力を育成します。

5. 令和5年度教育行政重点施策

(1) 基本方針

本市は、令和3年3月に改定した倉敷市教育大綱、倉敷市教育振興基本計画に基づき、教育行政を進めていくため、現在の社会状況やこれまでの取組の状況を踏まえ、特に力を入れて取り組むべき内容を3つの基本目標ごとに「教育行政重点施策」として掲げています。

(2) 重点施策

子どもの教育

[重点的に取り組む事業]

- ・学力向上支援事業
- ・基礎・基本定着事業
- ・研究指定事業
- ・非常勤講師等単市加配事業
- ・放課後学習サポート事業
- ・英語教育推進事業
- ・GIGAスクール構想に対応したパソコン等整備事業
- ・学校防災教育推進事業
- ・ふれあい教室事業
- ・学校問題支援プロジェクト事業
- ・学校・園生活支援員配置事業
- ・スクールカウンセラー等配置事業
- ・不登校児童・生徒支援員等配置事業
- ・教師業務アシスタント配置事業
- ・公立幼稚園預かり保育・3歳児保育実施事業
- ・大高小学校給食調理場・校舎整備事業
- ・学校給食運営事業
- ・学校園施設安全対策・防災機能強化事業
- ・学校トイレ洋式化改修・校舎照明LED化事業
- ・小学校特別教室エアコン設置事業
- ・市立精思・玉島高等学校統合事業
- ・特別支援教育大学連携事業
- ・デジタル田園都市国家構想推進事業（保護者連絡システム）
- ・新共同調理場整備事業

生涯学習

- ・地域還元型講座実施事業（生涯学習活動推進事業）
- ・地域力向上講座実施事業（生涯学習活動推進事業）
- ・高梁川流域学び直し支援事業
- ・大学との連携による学校等支援事業
- ・ESCO事業
- ・公民館施設整備事業
- ・自然史博物館施設整備事業

地方創生・協働

- ・郷土くらしきを大切に作る心育成プロジェクト事業
- ・奨学金給付貸付事業
- ・地域連携による学校支援事業
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業
- ・伝統的建造物群保存事業

6. 学 事

(1) 市立学校教職員数（本務者のみ）

（R5年5月1日現在）

区分	校（園）長		副校（園）長		教 頭		主 幹 教 諭		指 導 教 諭		教 諭		講 師		養 護 職 員		栄 養 職 員 (含栄養教諭)		事 務 職 員		実 習 助 手	校 務 員	給 食 調 理 員	計	
	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	市費	市費	市費	県費	市費
小 学 校	61		11		64		28		11		1,188		215		79		(30) 33	16	76			16	16	1,766	48
中 学 校	26		4		28		10		13		675		107		30		(6) 7	4	36			22		936	26
高等学校	5		2		5		1				80		15		2				9	7	1	0	108	19	
特別支援学校	1		1		3		2		1		71		23		2		1	3			1		0	107	2
幼 稚 園		37		1								120		25										0	183
計	93	37	18	1	100	0	41	0	25	0	2,014	120	360	25	111	2	(36) 40	21	115	9	8	39	16	2,917	278
																									3,195

(2) 年度別園児・児童・生徒数

（各年5月1日現在）

年 度	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校		特 別 支 援 学 校		
				全 日 制	定 時 制	小 学 部	中 学 部	高 等 部
R3	2,350	26,620	12,938	0	579	103	40	97
R4	2,153	26,294	12,836	0	565	105	46	89
R5	1,957	25,835	12,749	0	565	100	61	100

(3) 年度別学級数

（各年5月1日現在）

年 度	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校		特 別 支 援 学 校		
				全 日 制	定 時 制	小 学 部	中 学 部	高 等 部
R3	125	1,096	474	0	49	21	9	14
R4	118	1,081	470	0	49	20	10	13
R5	108	1,058	474	0	47	20	13	14

(4) 市立学校一覧

① 幼稚園

(R5年5月1日現在) 〈園地面積・園舎面積は、R4年5月1日現在〉

園名	創立年月	園児数	学級数	教職員数	園地面積	園舎面積	所在地	電話
倉敷	明治20年4月	39	3	10	2,470	1,147	中央2-7-1	422-0318
倉敷東	昭和29年4月	36	3	12	2,358	861	鶴形2-8-23	422-2544
老松	昭和38年4月	104	6	15	3,535	1,020	老松町4-11-29	422-7279
万寿	昭和22年4月	78	3	8	4,056	1,047	浜町2-3-1	422-2734
万寿東	昭和49年4月	20	1	4	3,905	803	大島202-2	424-3179
大高	昭和14年4月	192	9	28	4,214	1,630	沖新町96-1	422-3176
葦高	昭和47年4月	115	6	17	6,697	1,734	笹沖23	425-0921
中島	昭和32年4月	78	3	8	4,383	1,080	中島717	465-2811
粒江	昭和18年4月	40	3	9	5,480	1,338	粒江1726	422-7002
中庄	昭和27年4月	68	3	9	3,702	1,325	中庄2700	462-1984
帯江	大正4年4月	64	3	8	4,472	1,328	加須山466-2	429-1300
菅生	昭和52年4月	32	2	6	2,812	1,116	西坂738	463-0275
豊洲	昭和54年4月	16	1	4	3,407	703	中帯江148-1	421-4141
茶屋町東	昭和14年4月	150	6	18	3,736	1,502	茶屋町早沖442	428-0106
茶屋町西	昭和14年4月	56	3	8	3,028	823	茶屋町291-5	428-0807
西阿知	昭和16年4月	139	6	15	3,633	3,901	西阿知町西原1000	465-2029
第一福田	昭和45年5月	40	3	12	4,092	1,121	東塚3-1-1	455-7584
第二福田	昭和30年4月	106	6	16	4,170	1,048	福田町古新田620-2	455-6879
第四福田	昭和30年4月	22	1	5	4,587	982	北畝3-8-1	455-7829
旭丘	昭和53年4月	60	3	9	4,465	1,055	連島町連島2239	444-9979
連島西浦	大正14年9月	9	1	4	1,767	667	連島町亀島新田126	444-8018
連島東	昭和22年1月	16	1	5	3,434	970	連島町連島2851	444-9999
連島南	昭和19年4月	54	3	8	5,004	1,167	連島町鶴新田1705	444-7979
天城	昭和2年4月	66	3	9	4,134	1,300	藤戸町天城2276	428-1027
味野	明治44年4月	33	2	8	3,796	1,019	児島味野城2-1-34	472-2686
稗田	昭和12年4月	13	1	5	4,105	1,057	児島稗田町793	472-4068
小川	昭和10年6月	令和4年4月～休園			4,487	782	児島小川町1610	
琴浦東	昭和37年4月	16	2	6	3,946	1,066	児島田の口3-13-1	477-7828
郷内	昭和27年4月	44	2	7	4,236	1,294	林870	485-0347
玉島	明治35年4月	135	6	18	4,578	1,518	玉島中央町3-8-1	522-2293
上成	昭和30年4月	29	2	6	3,433	1,097	玉島上成1143-1	522-4522
乙島	昭和35年4月	令和4年4月～休園			4,510	891	玉島乙島2228-1	
長尾	昭和6年4月	37	3	7	5,094	1,220	玉島長尾2608	522-4564
富田	昭和28年3月	17	2	5	3,126	1,006	玉島八島1760-3	522-4565
船穂	昭和11年4月	105	5	12	2,389	963	船穂町船穂2864	552-2415
川辺	昭和47年4月	24	2	5	2,527	477	真備町川辺718	698-2117
岡田	昭和48年4月	26	2	6	1,883	446	真備町岡田625-2	698-2490
藪	昭和50年4月	13	2	5	2,225	805	真備町市場4351	698-4053
二万	昭和28年6月	11	1	4	2,110	450	真備町上二万2493	698-2489
箭田	昭和29年4月	42	3	9	2,487	642	真備町箭田1858	698-2116
呉妹	昭和27年5月	8	1	3	1,194	379	真備町尾崎2418-1	698-2115
合計	43	2,153	118	353	149,667	44,780		

幼稚園児就園状況

(R5年5月1日現在)

区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立(38)	491	665	801	1,957
私立(11)	326	334	425	1,085
計(49)	817	999	1,226	3,042

※()は、園数を示す。

② 小学校

(R5年5月1日現在) (教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R4年5月1日現在)

学校名	創立年月	児童数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
倉敷東	明治6年4月	414	17	15	25	42	16,877	6,024	845	鶴形2-6-10	422-0274
倉敷西	明治6年4月	283	14	14	14	28	17,730	5,387	834	中央1-21-1	422-6125
老松	昭和28年4月	907	36	36	12	66	18,393	10,157	864	老松町4-10-1	422-6600
万寿	明治6年7月	856	30	30	14	55	17,763	6,189	1,002	浜町2-3-1	422-8333
万寿東	昭和48年4月	601	22	21	9	38	21,829	4,403	886	福島410	422-8346
大高	明治20年4月	1,070	41	41	22	77	30,112	7,791	1,183	堀南621	422-0536
葦高	昭和46年4月	673	24	27	12	42	20,719	5,535	861	笹沖145-1	424-1533
倉敷南	平成20年4月	627	24	24	13	43	23,374	8,488	1,327	東富井1005-10	430-0373
中洲	明治6年3月	773	30	30	17	50	30,263	6,571	1,134	水江1594-1	465-4900
中島	昭和44年4月	1,012	36	31	14	60	21,962	6,582	1,214	中島909-3	465-9590
粒江	明治6年6月	469	20	20	9	37	23,836	4,223	888	粒江2161	422-7001
中庄	明治5年8月	841	29	30	16	51	43,237	7,152	2,021	中庄2599	462-1979
帯江	明治6年4月	649	24	24	14	41	20,991	6,451	891	加須山526	429-1200
菅生	明治6年4月	413	16	17	14	30	24,553	5,326	692	西坂538	462-1139
豊洲	明治6年3月	361	14	14	8	30	17,137	4,790	886	西田201-1	482-2150
庄	明治6年3月	900	32	32	11	57	24,634	5,280	1,122	上東785-2	462-0206
茶屋町	明治6年4月	1,132	40	41	19	74	28,125	9,743	1,837	茶屋町早沖445	428-0020
西阿知	明治6年4月	1,142	38	39	14	60	12,900	8,203	959	西阿知町西原1003	465-2056
第一福田	明治6年8月	658	26	28	14	44	17,744	5,356	917	東塚3-1-1	455-8714
第二福田	明治6年4月	774	29	26	8	51	16,633	5,958	835	福田町古新田310-2	455-8704
第三福田	明治6年7月	239	11	12	17	24	20,125	4,386	807	広江1-9-1	455-8604
第四福田	昭和18年9月	599	24	24	16	44	20,883	5,707	1,000	北畝3-8-1	455-4375
第五福田	昭和27年2月	207	11	12	26	33	24,143	7,397	1,269	水島西千鳥町4-37	444-5236
水島	昭和22年10月	85	8	8	11	16	14,057	3,483	886	水島北春日町11-11	444-9260
旭丘	昭和52年4月	334	15	15	11	26	28,546	4,528	908	連島町連島1793	448-9177
連島西浦	明治6年6月	244	13	11	18	25	10,669	4,243	862	連島町西之浦3575	444-5263
連島神亀	昭和55年4月	291	15	16	10	26	16,893	4,506	1,122	神田3-6-34	448-6070
連島東	明治6年3月	319	15	15	15	30	24,405	7,045	1,220	連島町連島2850	444-8027
連島南	明治7年4月	962	34	34	11	57	21,916	5,457	999	連島町鶴新田1705	444-7129
連島北	明治36年4月	102	6	6	6	15	14,353	2,063	908	連島町西之浦5068	465-5917
天城	明治6年1月	531	22	22	10	35	20,358	4,695	1,121	藤戸町天城2285	428-1072
味野	明治6年5月	262	13	14	21	32	19,550	5,248	1,317	児島味野城2-2-9	472-2059
赤崎	明治26年9月	383	15	15	14	30	14,446	4,821	868	児島赤崎2-1-59	472-2311
下津井東	明治5年5月	47	6	7	14	17	13,609	3,586	797	下津井田之浦2-4-66	479-9048
下津井西	昭和33年4月	61	6	6	10	17	18,473	2,904	756	下津井1-17-16	479-9412
本荘	明治5年3月	123	8	8	11	15	20,488	3,874	877	児島塩生1750	475-0821
児島	明治6年9月	592	25	25	13	37	16,754	5,758	888	児島柳田町851	473-2711
緑丘	昭和47年4月	227	11	11	12	25	26,961	4,951	887	児島稗田町900	473-2845
琴浦東	明治6年4月	252	12	12	14	23	24,007	5,936	1,121	児島田の口3-13-1	477-7025
琴浦西	明治6年8月	426	17	16	21	32	23,286	5,973	1,324	児島下の町5-4-5	472-3022
琴浦南	昭和59年4月	227	9	11	16	20	21,776	4,773	869	児島下の町2-16-17	474-2922
琴浦北	明治6年9月	令和4年4月～休校	1	6			8,596	1,135	608	児島由加3068	
郷内	明治6年4月	411	16	15	14	31	23,380	4,851	1,563	林1000	485-0044
玉島	明治41年4月	399	18	17	17	36	18,744	6,830	849	玉島阿賀崎3-3-1	522-5267
上成	明治6年4月	408	16	17	8	33	14,910	3,926	807	玉島乙島6191	522-2982
乙島	明治6年10月	349	15	15	12	31	39,257	5,006	889	玉島乙島3500	522-2440
乙島東	昭和29年4月	163	10	11	8	22	13,678	3,695	1,028	玉島乙島7471	522-2430

学校名	創立年月	児童数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
柏島	明治6年6月	265	12	12	16	22	16,750	4,857	949	玉島柏島2751-1	522-3076
玉島南	昭和39年4月	334	16	15	13	31	19,407	4,497	1,137	玉島柏島6446	528-0403
長尾	明治18年9月	853	28	29	11	51	19,289	7,623	1,439	玉島長尾3086	522-2419
富田	明治6年4月	427	16	18	10	33	15,804	4,681	604	玉島八島1774	522-2759
沙美	明治6年4月	20	3	3	9	11	13,868	2,180	798	玉島黒崎6050-1	528-0852
南浦	明治6年4月	6	2	2	11	7	13,702	2,313	800	玉島黒崎8402	528-1042
穂井田	明治6年4月	44	6	5	6	15	9,902	1,930	607	玉島陶1630	526-4830
船徳	明治6年3月	468	20	18	8	38	15,574	4,024	847	船徳町船徳2643	552-2032
柳井原	明治37年4月	44	5	5	5	15	18,797	1,473	698	船徳町柳井原1854-5	552-2304
川辺	明治6年4月	270	14	13	8	29	10,047	2,722	780	真備町川辺720	698-0315
岡田	明治6年4月	203	9	10	8	19	20,415	2,951	878	真備町岡田619-2	698-1280
菌	明治6年4月	194	9	10	10	19	15,287	2,710	858	真備町市場4338	698-0026
二万	明治20年6月	62	8	8	8	16	25,525	2,174	757	真備町上二万3346	698-0652
箭田	明治6年3月	237	14	14	10	31	15,517	3,376	873	真備町箭田4110	698-0037
呉妹	明治6年5月	69	6	7	7	14	13,456	2,030	807	真備町妹137	698-0006
合計	63	26,294	1,081	1,085	781	2,059	1,226,415	305,927	60,580		

③ 中学校 (R5年5月1日現在) (教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R4年5月1日現在)

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
東	昭和22年4月	697	25	25	25	61	50,835	8,148	2,524	平田155-100	422-6050
西	昭和22年4月	911	32	32	25	65	34,594	9,440	1,932	日吉町205	422-6030
南	昭和23年4月	1,076	36	37	29	76	35,107	9,468	2,089	西富井1387	422-4670
北	昭和33年4月	656	24	24	23	53	31,425	6,729	2,444	中庄505	462-6341
多津美	昭和37年4月	584	22	21	19	46	35,278	7,104	1,971	宍城986	429-1222
新田	昭和59年4月	730	25	24	19	54	25,726	6,504	2,182	新田2674-3	422-4674
東陽	昭和53年4月	776	27	28	20	58	29,588	7,653	1,953	高須賀315	428-0013
庄	昭和22年4月	421	17	16	19	39	25,632	5,102	2,142	上東812	462-0334
倉敷第一	昭和22年4月	832	29	26	25	59	26,825	7,430	1,909	西阿知町1070	465-2178
福田	昭和22年4月	641	22	24	23	49	33,581	6,738	2,271	福田町古新田533-1	455-4373
福田南	昭和56年4月	509	19	17	26	43	32,747	6,910	2,187	福田町古新田711-4	455-5671
水島	昭和27年4月	195	8	9	27	25	27,495	4,873	2,323	水島北幸町3-1	444-5238
連島	昭和22年4月	477	19	21	31	45	23,661	7,122	2,020	連島中央5-6-1	444-5268
連島南	昭和60年4月	387	15	13	26	34	25,730	6,110	2,190	連島町鶴新田1310	448-4552
味野	昭和22年4月	393	14	15	27	40	34,226	7,247	2,266	児島味野4-2-56	472-2266
下津井	昭和22年4月	57	5	5	20	19	27,195	4,203	1,775	下津井吹上140	479-9049
児島	昭和22年4月	454	17	19	20	41	31,590	6,594	2,222	児島小川4-7-34	473-2721
琴浦	昭和34年4月	443	16	18	26	38	38,978	11,711	2,200	児島下の町8-6-6	472-4459
郷内	昭和22年4月	173	8	8	19	25	23,434	4,318	1,717	林620	485-0055
玉島東	昭和22年4月	494	18	18	16	42	27,840	4,982	1,901	玉島2-21-1	522-5157
玉島西	昭和22年3月	372	15	15	27	36	26,569	6,170	1,903	玉島柏島1548	526-3456
玉島北	昭和35年9月	697	24	21	21	50	30,290	10,390	2,119	玉島八島1529-1	526-3000
黒崎	昭和22年4月	47	3	4	14	15	23,474	3,236	1,644	玉島黒崎6057	528-0302
船徳	昭和22年4月	218	8	8	16	22	19,940	3,900	1,767	船徳町船徳2817-1	552-2043
真備東	昭和56年4月	381	14	14	22	38	28,087	6,388	1,883	真備町辻田60-1	698-5522
真備	昭和43年4月	215	8	8	16	24	21,020	4,088	1,618	真備町箭田1058	698-1151
合計		12,836	470	470	581	1,097	770,867	172,558	53,152		

④ 高等学校（定時制）（R5年5月1日現在）（教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R4年5月1日現在）

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
精思	昭和25年4月	85	8	8	8	22	2,525	2,316	0	八王寺町199-3	422-0387
工業	昭和24年4月	64	8	8	8	27	47,969	5,490	435	田ノ上716-1	422-4100
倉敷翔南	平成15年4月	217	14	14	17	34	37,310	7,480	1,676	児島稗田町160	473-4240
玉島	昭和23年4月	99	9	9	7	24	14,630	2,972	1,098	玉島1-15-60	526-0114
真備陵南	昭和23年4月	100	10	14	10	23	15,066	2,652	868	真備町箭田1769-1	698-1171
合計		565	49	53	50	130	117,500	20,910	4,077		

・高等学校進学率（％）

	県立	公立	私立	高専・県外高校	計
R3年度	66.3	3.6	23.3	5.4	98.6
R4年度	65.0	3.7	23.1	6.6	98.4
R5年度	65.0	3.8	22.9	6.6	98.3

⑤ 特別支援学校（R5年5月1日現在）（校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R4年5月1日現在）

学校名	創立年月	児童生徒数			学級数			教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
		小	中	高	小	中	高						
倉敷支援学校	昭和39年4月	105	46	89	20	10	13	114	17,958	7,520	712	粒浦388-1	425-4611

(5) 県立・私立学校一覧

(R5年5月1日現在)

区分	学校名	創立年月	生徒数	学級(部) (科)数	教職員数	所在地	電話
県立	南部高等技術専門校	S21.12	76	6	39	新田3241	424-3311
	倉敷青陵	M41.4	958	24	82	羽島1046-2	422-8001
	倉敷天城	M39.4	710	18	94	藤戸町天城269	428-1251
	倉敷南	S49.4	949	24	84	吉岡330	423-0600
	倉敷古城池	S55.4	826	21	75	福田町古新田116-1	455-5811
	倉敷商業	M45.3	953	24	84	白楽町545	422-5577
	倉敷工業	S14.6	929	24	100	老松町4-9-1	422-0476
	水島工業	S37.4	872	23	101	西阿知町1230	465-2504
	倉敷中央	S23.4	832	23	112	西富井1384	465-2559
	倉敷鷺羽	H17.4	411	15	62	児島味野山田町2301	472-2888
	玉島	M37.4	708	18	73	玉島阿賀崎3-1-1	522-2972
	玉島商業	T15.4	457	12	53	玉島中央町2-9-30	522-3044
	倉敷琴浦高等支援学校	H22.4	71	9	47	児島田の口1-1-16	477-9301
	倉敷まきび支援学校	H26.4	333	67	196	真備町箭田4682-1	697-1233
中学	倉敷天城	H19.4	358	9	41	藤戸町天城269	429-3494

区分	学校名	創立年月	生徒数	学級(部) (科)数	教職員数	所在地	電話	
私立	大学	川崎医科	S45.4	859	1	3,619	松島577	462-1111
		川崎医療福祉	H3.4	4,030	5	900	松島288	462-1111
		倉敷芸術科学	H7.4	1,483	3	284	連島町西之浦2640	440-1111
		岡山学院	H14.4	81	1	49	有城787	428-2651
		岡山短期	S26.4	83	1	42	有城787	428-2651
		くらしき作陽	S41.4	1,105	3	192	玉島長尾3515	523-0888
		作陽短期	S38.4	135	1	57	玉島長尾3524	523-0888
	高等学校	川崎医科大学附属	S45.4	77	6	41	生坂1661	462-3666
		倉敷	S35.1	1005	36	98	鳥羽283	462-9000
		清心女子	M19.6	389	14	49	二子1200	462-1661
		倉敷翠松	M17.2	993	33	115	平田155	422-3565
		作陽学園	S5.4	439	19	49	玉島八島1541-1	441-1281
	中学	清心	S22.4	240	9	32	二子1200	462-1661
	幼稚園	御国	S3.3	115	8	19	阿知3-20-7	425-0141
		同心	S21.5	190	8	28	北浜町5-7	422-4727
		みのり	S38.3	39	4	7	酒津1711-1	425-2351
		しらゆり	S42.2	137	8	19	中庄団地5-4	462-9786
		奈良佐保短大附属倉敷	S51.4	70	4	15	徳芳869-116	462-7611
		マリア	S43.3	112	4	11	北畝2-17-37	455-4413
		まこと	S42.4	156	10	28	鶴の浦1-4-11	444-3916
慈愛		S30.3	179	12	29	水島南幸町1-9	444-9236	
勇崎		S25.10	52	4	8	玉島勇崎984	528-0555	
敬愛		S39.3	9	2	5	玉島黒崎4591	528-1526	
第二敬愛		S51.4	45	4	15	玉島柏台2-7-16	522-1221	
独立行政法人	中国職業能力開発大学校	S58.4	308	7	52	玉島長尾1242-1	526-0321	

※市立短期大学は総務委員会参照

(6) 市奨学金制度

- ① 目的 将来社会に貢献し得る有為な人材を育成する。
- ② 応募資格
 1. 倉敷市内に本人又は本人と生計を一にする家族が1年以上住所を有する者
 2. 学校教育法に基づく学校等に在学中の者か、新年度に進学する者
 3. 品行方正にして学業成績の優秀な者
 4. 健康で成業の見込みのある者
 5. 現に経済的事情によって修学困難な者
 6. 本人の属する世帯に市税滞納のない者
 7. 他の奨学金を受けていない者（貸付の場合のみ）
 8. 卒業後、市内に居住し、市の指定する職種に就き市内で働く意思がある者
（返還一部免除型貸付の場合のみ）

③ 貸付額・給付額

(令和4年度)

学 校 種 別		貸付給付額	貸付給付人員	返 還 方 法
貸付制度	大学・短期大学	月額40,000円	貸付（一般）26人 返還一部免除型21人	貸付期間終了の月の翌月より起算し8カ月を経過したのち、その金額を均等償還の基準により、年賦又は半年賦により返還（返還一部免除型は年賦のみ）
	高等学校等	月額10,000円	4人	
給付制度	大学・短期大学	月額8,000円	63人	返還を要しない
	高等学校等	月額5,000円	24人	
	専修学校専門課程	月額8,000円	17人	

(7) 私学助成

学校教育における私学の果たしている役割は重要であり、本市においても、私立幼稚園に助成し、保護者の負担軽減及び振興に努めている。

- ・私立幼稚園の助成金 10,452,120円 541人（令和3年度実績）
施設型給付へ移行していない私立幼稚園の園児1人当たり19,320円を補助している。

(8) 就学援助

経済的理由により、小学校及び中学校に就学することが困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助を行っている。

① 要保護・準要保護児童生徒援助状況（被災就学支援金を含む）

(令和4年度)

区 分	小 学 校				中 学 校			
	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額
学用品費	人	円	円	円	人	円	円	円
通学用品費	2,541	14,306	36,353,290	36,353,290	1,608	25,639	41,227,730	41,227,730
校外活動費								
校外活動費 (宿泊を伴う)	1,069	1,936	2,070,604	2,070,604	437	3,880	1,695,867	1,695,867
新入学児童 生徒学用品費	88	54,060	4,757,280	4,757,280	56	60,000	3,360,000	3,360,000
新入学児童生 徒学用品費入 学 前 支 給	219	54,060	11,839,140	11,839,140	491	60,000	29,460,000	29,460,000
新入学児童生 徒学用品費入 学 前 支 給 者 追 加 支 給	255	3,000	765,000	765,000	-	-	-	-
修学旅行費	488	32,694	15,955,398	15,247,398	482	52,470	25,291,001	24,382,001
通 学 費	0	0	0	0	0	0	0	0
学校給食費	2,561	53,638	137,367,925	137,367,925	1,561	59,968	93,611,004	93,611,004
医 療 費	0	0	0	0	38	8,688	330,180	330,180

② 特別支援教育就学奨励（特別支援学級分）

（令和4年度）

区 分	小 学 校				中 学 校			
	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額
学用品等 購入費	人 759	円 5,586	円 4,240,030	円 2,120,107	人 300	円 9,394	円 2,818,319	円 1,409,071
校外活動費 (宿泊を伴わない)	730	714	521,844	260,933	152	1,025	155,892	77,941
校外活動費 (宿泊を伴う)	118	1,838	216,960	108,485	9	3,105	27,945	13,972
新入学児童生 徒学用品費	88	23,041	2,027,644	1,013,866	92	27,231	2,505,324	1,252,583
修学旅行費	132	10,790	1,424,280	712,171	96	22,508	2,160,856	1,080,360
学校給食費	760	20,245	15,386,752	7,693,708	293	22,049	6,460,448	3,230,021
交通費(通学費)	0	0	0	0	2	53,924	107,848	53,921
交流学习交通費	260	959	249,529	124,770	196	2,532	496,444	248,206

(9) 学校施設の管理

（令和4年度実績）

区 分	件 数	機械警備委託料 (円)
幼稚園	39 (13)	5,534,232
小学校	61 (3)	13,564,188
中学校	26	9,489,792
高等学校	5 (1)	1,710,720
特別支援学校	1	367,488
計	132 (17)	30,666,420

※（ ）は休園等で外数を示す

7. 指 導

(1) 英語教育の充実

倉敷市では、平成17年度から、国際人として将来倉敷市に貢献できる人材の育成、コミュニケーション能力の育成等に取り組んでいる。

小学校、中学校では、1人1台端末の学習教材等を活用して、児童生徒の英語コミュニケーション能力の基礎等を培っている。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、各クラス年間15回程度（高等学校においては年間8回程度）の外国人英語講師との協働授業を実施している。

(2) 特別支援教育の状況

① 概況

昭和54年、養護学校（現在は特別支援学校）への就学が義務化された。市立倉敷支援学校は、昭和39年に開校し、現在まで、諸施設の充実と児童生徒の発達の種類や、障がいに応じたきめ細かな教育を実施している。

また、市内の小中学校の大部分の学校に、障がいのある児童生徒のための特別な教育課程によって指導を行う特別支援学級を設置して、その指導の充実を図っている。さらに、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒のための指導の場として、昭和43年度以来、通級指導教室を設置して、実態に応じてその増設と充実を図っている。そして、幼児指導教室も併設して、幼児期からの相談や指導の場を提供するための専任の幼稚園教員を配置している。

平成22年、教育委員会指導課内に特別支援教育推進室を設置し、市内の特別支援教育の推進に努めている。

② 知的障がい特別支援

ア 小学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級児童数
R 3 年	倉 敷	30	51	301
	児 島	9	11	58
	玉 島	8	10	49
	船穂・真備	7	8	33
	計	54	80	441
R 4 年	倉 敷	30	53	320
	児 島	9	11	58
	玉 島	8	10	44
	船穂・真備	6	7	28
	計	53	81	450
R 5 年	倉 敷	30	50	287
	児 島	9	10	52
	玉 島	8	11	51
	船穂・真備	6	7	28
	計	53	78	418

イ 中学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級児童数
R 3 年	倉 敷	14	21	117
	児 島	5	7	30
	玉 島	4	5	28
	船穂・真備	3	3	11
	計	26	36	186
R 4 年	倉 敷	14	22	108
	児 島	5	5	27
	玉 島	3	5	26
	船穂・真備	3	3	14
	計	25	35	175
R 5 年	倉 敷	14	23	125
	児 島	5	5	24
	玉 島	3	4	26
	船穂・真備	3	3	16
	計	25	35	191

③ 倉敷市立倉敷支援学校 (TEL 425-4611)

(R5年5月1日現在)

児 童・生徒数 小学部 20学級100名 中学部 13学級61名
 高等部 14学級100名

・職員

職員別	校長	副校長	教頭	主幹 教諭	指導 教諭	教諭	養護 教諭	事務 職員	講師	非常勤 講師	非常勤 講師	学校 司書	栄養 技師	調理 技師	介助員	乗務員	校務員	実習 助手	計	
給与別	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	県	市
人数	1	1	3	2	1	71	2	3	23	6	5	1	1	0	0	10	1	1	113	19

④ 聴覚障がい特別支援学級

(各年5月1日現在)

設置校	R3年			R4年			R5年		
	学級数	児童生徒数	担当教員数	学級数	児童生徒数	担当教員数	学級数	児童生徒数	担当教員数
老松小学校	1	4	2	1	4	2	1	4	2
西中学校	1	4	1	1	4	1	1	4	1

⑤ 情緒障がい特別支援学級

ア 小学校

(各年5月1日現在)

地区	設置校数	設置学級数	入級児童数
R3年	倉敷	30	86
	児島	10	18
	玉島	9	20
	船穂・真備	7	9
	計	56	133
R4年	倉敷	30	75
	児島	10	16
	玉島	9	17
	船穂・真備	7	9
	計	56	117
R5年	倉敷	30	68
	児島	10	15
	玉島	9	13
	船穂・真備	7	9
	計	56	105

イ 中学校

(各年5月1日現在)

地区	設置校数	設置学級数	入級児童数
R3年	倉敷	14	35
	児島	5	9
	玉島	3	6
	船穂・真備	3	3
	計	25	53
R4年	倉敷	14	34
	児島	5	7
	玉島	3	5
	船穂・真備	3	3
	計	25	49
R5年	倉敷	14	35
	児島	5	8
	玉島	3	5
	船穂・真備	3	4
	計	25	52

⑥ 病弱身体虚弱特別支援学級 (院内学級)

(R5年5月1日現在)

設置校	学級数	児童生徒数	担当教員数
倉敷東小学校	1	3	1
庄小学校	1	1	1
東中学校	1	3	1
庄中学校	1	1	1

⑦ 通級指導教室

(言語障がい)

(R5年5月1日現在)

設置校	教室数	児童生徒数	担当教員数
倉敷東小学校	1	31	1
大高小学校	1	51	2
茶屋町小学校	1	12	1
第五福田小学校	1	34	2
味野小学校	1	29	2
玉島小学校	1	31	2
箭田小学校	1	20	1

(サテライト含む)

(聴覚障がい)

(R5年5月1日現在)

設置校	学級数	児童生徒数	担当教員数
老松小学校 (聾学校派遣教室)	1	7	(2)

(情緒障がい)

(R5年5月1日現在)

設置校	学級数	児童生徒数	担当教員数
倉敷東小学校	1	78	5
大高小学校	1	113	5
茶屋町小学校	1	39	1
第五福田小学校	1	103	6
味野小学校	1	78	4
玉島小学校	1	47	2
箭田小学校	1	21	2
東中学校	1	89	4

(サテライト含む)

(3) 教職員に対する施策

① 研究指定校園一覧 (令和4年度)

区分	校園名	指定者	指定年度	研究内容
幼稚園	玉島幼稚園	市	R3・R4	特別支援教育
小学校	倉敷南小学校	市	R4・R5	1人1台端末の活用
中学校	連島南中学校	市	R3・R4	特別の教科道徳

② 学校訪問

計画訪問→3年に1度実施(幼中高特) 5年に1度実施(小)

要請訪問→幼稚園、高等学校、特別支援学校は、必要があれば要請可能

研究指定校園訪問→年5回程度訪問指導を実施

③ 倉敷市教員研修講座等(年間)

指導課主催分

講座名	回数	講座名	回数
人権教育課題研究委員会	6	特別支援教育連絡協議会(校長等)	1
教育課程編成連絡協議会(教務担当教諭)	1	不登校問題対策会議	2
生徒指導研修	1	学力向上研修会	2

(4) 外国人英語講師の配置

① 目的

国際化の急激な進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質・能力を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことをねらいとし、本市小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における英語教育の充実に資する。

② 職務の内容

- ・配置校及び訪問校における日本人教員の指導に応じた英語指導及び英語指導に係る事柄の補助
- ・配置校及び訪問校における校内研修の補助
- ・配置校及び訪問校外の英語担当教員研修の補助
- ・配置校及び訪問校における特別活動及び課外活動への補助
- ・その他指導課長又は配置所属長が必要と認める職務

③ 現状

令和4年度は25名の外国人英語講師を配置した。

(5) 市立学校の安全対策

① 対策

- ・特別活動などにおける安全指導(生活及び交通安全)の徹底とその継続的指導
- ・学校安全点検要領をもとに校内施設設備の安全点検の徹底
- ・関係機関と連携した交通教室

② 生活・交通事故発生状況

年度	学校別 幼稚園	小学校	中学校	高等学校・ 特別支援学校	合計
R2	2	84	64	6	156
R3	2	52	45	6	105
R4	2	57	54	10	123

8. 保健体育

学校教育の円滑な実施とその成果を確保するためには、児童・生徒が心身ともに健康でなければならない。このため本市では、定期健康診断を実施して、疾病異常の早期発見、早期治療に努めるとともに、長期に管理を必要とする疾病（心臓・腎臓病等）についても管理体制の整備に努めている。

(1) 学校医等の配置状況

幼児児童生徒数800人未満の学校（園）に対しては、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・薬剤師各1名、800人以上の学校は内科医については2名を配置している。

(R5年4月1日現在)

区分 種別	校 園 数	学 校 医					学校歯科医	学校薬剤師
		内 科	眼 科	耳鼻咽喉科	整形外科	(心療内科) 精神科		
幼稚園	38	38	38	38			38	38
小学校	61	73	61	61			61	61
中学校	26	30	26	26			26	26
高等学校	5	7	7	7			7	5
特別支援学校	1	1	1	1	1	1	1	1
計	131	149	133	133	1	1	133	131

琴浦北小学校休校中

(2) 被患率の高い疾病状況（第4位まで）

(令和4年度)

	1 位	2 位	3 位	4 位
小 学 校	う歯以外の歯疾	裸眼・矯正視力（B以下）	未処置う歯	鼻咽頭疾患
	49.2%	34.6%	20.5%	17.0%
中 学 校	裸眼・矯正視力（B以下）	う歯以外の歯疾	未処置う歯	鼻咽頭疾患
	51.8%	47.3%	11.6%	11.4%

(3) 児童・生徒の心臓検診

全学校の児童生徒の心臓疾患の早期発見のため、学校医による聴打診に加えて小学校1年生は、昭和52年度、中学校・高等学校1年生は、昭和55年度から心電図検査を実施している。また小学校では平成元年度、中学校では平成2年度より心音図検査も併用し、心疾患による突然死の未然の防止に努めている。

・心臓検査状況（各1年生）

（令和4年度）

種別	区分	実施学校数	対象人員	一次検診		精密検査		
				受診人員	有所見者数	受診人員	要管理	管理不要
小学校		60	4,191	4,199	43	67	18	49
中学校		26	4,184	4,151	83	117	36	81
高等学校		5	182	179	4	4	2	2
特別支援学校		1	72	73	1	1	0	1

（昨年度の未検者を含む）

(4) 日本スポーツ振興センター

学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及、充実に関する業務を行う日本スポーツ振興センターがあり、学校の管理下において災害が発生した場合は、ここから医療費等の災害給付金が受けられる。

（令和4年度）

区分	掛金	負担区分		災害発生件数	1件当たりの給付額
		保護者	市		
幼稚園	285円	200円	85円	48件	2,704円
小学校・中学校	935	460	475	小 1,487	2,800
				中 1,256	11,032
高等学校	全日制	2,165			
	定時制	995	780	215	41
特別支援学校	小・中学部	935	0	935	
	高等部	2,165	0	2,165	

※特別支援学校の各学部の「災害発生件数」および「1件当たりの給付額」は小学校・中学校・高等学校へ含む

(5) 令和4年度児童・生徒体位の平均値（※国および県平均は令和3年度の平均値）

① 男子

（単位：cm・kg）

年齢	身長			体重		
	国	県	市	国	県	市
5	111.0	110.6	109.5	19.3	19.1	19.0
11	145.9	145.2	145.4	39.6	38.8	39.5
14	165.7	165.3	165.0	54.7	54.1	54.5
17	170.8	170.4	168.9	62.4	61.5	63.1

② 女子

（単位：cm・kg）

年齢	身長			体重		
	国	県	市	国	県	市
5	110.1	110.1	109.2	19.0	18.7	18.5
11	147.3	147.1	146.6	39.8	39.5	39.3
14	156.5	156.4	155.7	50.0	50.4	50.1
17	158.0	157.3	155.9	52.5	52.6	51.4

(6) 学校給食

学校における教育活動の一環として児童生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食が児童生徒にとって生涯の健康づくりの源となるように、幅広い食品を組み合わせた献立作成を行うと共に安全で衛生的な調理の推進や食に関する指導の充実に努めている。

① 学校給食実施状況

(令和5年5月1日現在)

学校種別	学校数	児童・生徒数	実 施 校		
			型	学校数	児童・生徒
小学校	61	25,835	完全給食	61	25,835
中学校	26	12,749	完全給食	26	12,749
高等学校	4	227	完全給食	0	0
			補食給食	0	0
特別支援学校	1	261	完全給食	1	261

② 1人当たりの栄養摂取状況

(令和4年度)

区分	学校種別	エネルギー (kcal)	蛋白質 (g) (%)	脂肪 (g) (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビ タ ミ ン				
							A (μ gRAE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)	
学校給食 摂取基準	小	低	530	学校給食 による摂 取エネルギー 全体の 13~20 %	学校給食 による摂 取エネルギー 全体の 20~30 %	290	2	160	0.3	0.4	20
		中	650			350	3	200	0.4	0.4	25
		高	780			360	3.5	240	0.5	0.5	30
	中	830			450	4.5	300	0.5	0.6	35	
平均摂取量	小	594	25.8 (17.4)	18.7 (28.3)	336	2.5	278	0.6	0.6	31	
	中	739	31.5 (17.0)	21.9 (26.6)	376	3.4	330	0.8	0.7	37	
基準値に 対する割合 (%)	小	91.4	-	-	96.0	83.3	139.0	150.0	150.0	124.0	
	中	89.0	-	-	83.6	75.6	110.0	160.0	116.7	105.7	

③ 給食1食当たり費用

・保護者負担

(単位：円)

区 分		主 食	牛 乳	副 食	計
4 年 度	小 学 校	58	56	196	310
	中 学 校	65	56	239	360
5 年 度	小 学 校	61	61	188	310
	中 学 校	68	61	231	360

④ 学校給食共同調理場

(R5年5月1日現在)

区分	倉敷中央学校給食共同調理場						庄学校給食共同調理場			真備学校給食共同調理場		
所在地	倉敷市鶴の浦1丁目1-2						倉敷市上東785-2			倉敷市真備町箭田1618		
開設TEL	H31.4.1		436-7341				S44.3.1	462-2660		S45.4.1	698-0628	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造						鉄筋コンクリート平屋建			鉄筋コンクリート鉄骨		
総建築費	2,298,634,000円						89,410,000円			401,000,000円		
施設	1階 調理室、ボイラー室 外 2階 事務室、会議室 外						調理室 外			1階 事務室 外 2階 会議室 外		
面積	調理室	3,174.04㎡					調理室	379.74㎡		事務室	39.0㎡	
	ボイラー室	97.42						プロパン庫	15.16		調理室	899.5
	ウィルス対応洗浄室	9.15								食堂	43.91	
	備蓄倉庫	28.00								物品庫	6.0	
	会議室	164.79								ボイラー庫	13.5	
	実習室	120.76								会議室	39.0	
	食育・展示コーナー	196.49								休憩室	52.0	
	事務室	93.19								車庫	78.35	
	休憩室	90.00								駐輪場	8.31	
	機械室	506.48								その他	254.32	
	その他	679.29										
	計	5,159.61㎡					計	394.9㎡		計	1,433.89㎡	
調理	10,600食/日						1,418食/日			1,392食/日		
従事							11名					
対象校 児童 生徒数 及び 学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数
	東中	667	26									
	西中	909	33	玉島小	414	18				川辺小	243	13
	北中	647	23	上成小	391	16				岡田小	189	9
	倉敷第一中	810	28	乙島小	343	14				菌小	191	9
	新田中	734	26	柳井原小	46	6	庄小	909	33	二万小	63	8
	南中	1,091	39	船穂小	477	20	庄中	417	17	箭田小	240	13
	福田中	634	22	玉島東中	498	17				呉妹小	76	6
	福田南中	518	19	玉島西中	372	15				真備中	204	8
	水島中	190	8	船穂中	235	8						
	連島中	453	18									
	連島南中	415	16									
	計			計	9,844	372	計	1,326	50	計	1,206	66

※従事：栄養士+調理員の数を記載

9. 生涯学習

(1) 生涯学習全般

市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいをもち、知識や教養を高め、生活を実り多いものにすることが必要である。人生100年時代の到来が予測される現在、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現を目指している。

① 生涯学習推進事業

「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市教育振興基本計画」に基づき、市民の学習活動を支援し、生涯学習のまちづくりを進める。

ア 生涯学習研修会

行政職員を対象に年1回実施している。

イ 出前講座

市民グループ等の求めに応じて市職員が講師として地域に出向き、市の業務について講義を行う「出前講座」を行っており、令和5年度は115種類の講座メニューを用意している。

② 文化環境の整備

高梁川流域連盟

高梁川の流域市町（7市3町）等で構成し、文化・スポーツ・環境などの分野を通じて地域の連帯意識を深めるため、中学・高校リレー大会、高等学校音楽会、機関誌「高梁川」の発行、フォトコンテスト、クリーン一斉行動、高校生絵画展等の事業を行っている。

③ 社会教育指導者の育成

ア 社会教育指導員

社会教育の振興のため、教育に関し豊かな経験と識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を有する者を指導員として委嘱し、社会教育団体などへの指導助言、団体活動の支援などを行っている。

イ 社会教育主事の養成

社会教育の多様化に対応するため、社会教育主事の資格講習会に職員を参加させ、資質の向上と指導力の強化を図っている。

④ 倉敷市社会教育委員

社会教育に携わる者・学識経験者などで構成し、倉敷市の社会教育の在り方について審議している。

(2) 社会教育

ア 成人教育

① 学級・講座等の開設（市民公開講座）

生活技術・就業生活に必要な知識・技術の習得を支援するため、「簿記」と「初級パソコンCAD」の2講座を開講している。

② 社会教育関係団体（PTA）への支援

小学校62校、中学校28校、幼稚園・認定こども園55園の各単位PTA（早島幼小中及び県立天城中を含む。令和5年4月1日現在）が7地区（東、西、南、水島、児島、玉島・船穂、真備）ごとにブロック協議会をもち、さらに全市組織として倉敷市PTA連合会を組織している。

倉敷市PTA連合会は、各単位PTA及びブロックごとに研修会や広報活動などの意欲的な活動を促している。教育委員会としては、PTA連合会活性化のため、その活動を側面から支援している。

③ 家庭教育学級

家庭の教育力の向上を目指し、地域の住民を対象に民間団体主導による家庭教育学級を14学級開設し、また幼稚園の保護者を対象にした家庭教育学級2学級を開設している。（令和5年度）

また、市内の公立幼稚園及び小学校で、岡山県作成の家庭教育支援プログラムである「親育ち応援学習プログラム」を活用したワークショップを実施し、保護者が意見交換しながら家庭教育を学ぶ機会を提供している。

④ 地域連携による学校支援事業

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整えるために、小・中・支援・高等学校に学校支援地域本部を設置し、地域住民が各自の知識や経験を活かして学校支援活動（学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全確保、学校行事支援、地域活動など）に参加することにより、子どもたちの豊かな人間性を養い育むとともに、地域住民が自らの知識や経験を活かす場の広がりや地域社会全体の教育力の向上に取り組んでいる。

イ 青少年教育

① 少年団体の活動

(ア) 概要

少年を心身ともに健やかに育てるため、学校、家庭、地域と密接な連携をとりながら活動している。市内には現在子ども会をはじめ、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などの各種の少年団体が組織されている。

・少年団体の活動発表や交流の機会として、毎年“こどもまつり”を開催している。

令和4年度は抽選により参加者を制限して2月5日(日)に実施し、867人が参加。

(イ) 少年団体一覧(令和5年4月1日現在)

子ども会	73団体	スポーツ少年団	52団体
ボーイスカウト	4団体	幼年・少年消防クラブ	36団体
ガールスカウト	2団体		

② 倉敷市よい子いっぱい基金

「倉敷市よい子いっぱい基金」は、大山茂樹・元倉敷市長が、市長退任時に倉敷市へ寄付されたことを契機として、昭和54年に設置され、以後、倉敷市の子どもたちの健全育成のために、さまざまな事業を展開している。

(ア) 令和4年度寄付実績

28件 1,464,353円

(イ) 基金残高(令和5年3月末)

225,112,956円

(ウ) よい子いっぱい基金運営委員会

よい子いっぱい基金運営委員により構成され、事業内容、運用方法について決定している。

(エ) 令和5年度事業計画

- ・よい子強い子表彰
- ・よい子いっぱい芸術鑑賞助成
- ・中学生立志式記念行事助成
- ・倉敷っ子なかよし作品展助成
- ・イングリッシュキャンプ助成
- ・中学校弁論大会助成

③ いきいきパスポート事業

「いきいきパスポート」を市内在住の小中学生に配布(倉敷市立中学校の生徒は生徒手帳に印刷)し、土・日・祝・振替休日及び7~8月の平日に市内の社会教育施設や文化施設(一部民間施設を含む)の入館料の免除やスタンプラリーを実施している。

④ 子どもセンター事業

平成12年11月よりライフパーク倉敷団体交流室内に子どもセンターを設置し、地域における子どもの体験活動の機会や家庭教育の支援に関する情報を収集・提供している。

子どもセンターはボランティアによって運営され、情報誌「パワフルキッズ」を年間4回発行し、保育園、幼稚園、小・中学校、社会教育施設等に配布している。また、ホームページの作成や、主催イベントとして「キッズチャレンジ広場」を行っている。

⑤ 二十歳の集い(旧:成人式)

二十歳になる方を広く祝福するとともに、二十歳になる方が、これまで育ててくれた人々や社会へ感謝し、社会的責任を自覚する場として実施している。

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、名称を「倉敷市二十歳(はたち)の集い」に変更し、従来通り「開催年度に20歳になる人」を対象に式典を行う。また、20歳になる方の意見や思いを反映できるよう、市内の各中学校から推薦された方と公募によって参加した方で構成された「倉敷市二十歳の集い実行委員会」が式典の企画運営を行っている。

令和4年度成人式は、倉敷スポーツ公園マスカットスタジアムで実施し、2,776人が参加した。(参加率58.1%)

⑥ 放課後子ども教室

地域社会の中で子どもを育む教育力の向上と、子どもたちへの安全・安心な活動拠点の提供のため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得た、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を実施している。(令和5年度市内61運営委員会に委託)

⑦ 子ども広場

子どもは、集団での遊びを体験する中で、社会生活の基本を養っていく。遊びは子どもの心身の成長過程で欠くことのできないものであるため、民地所有者の協力を得て昭和46年から利用者管理のもとに子ども広場を設置して、遊び場の確保に努めている。(令和5年4月1日現在 設置数21広場)

⑧ 「冒険遊び場」活動の支援

幼少期における自然体験、活動の重要性が再認識される中、自由に遊びを創造していく「冒険遊び場」活動の支援に努めている。

・令和4年度……1日冒険遊び場10回、講師を招いての冒険遊び場1回、夏の2日連続冒険遊び場1回、まめっこパーク(より低年齢向けの冒険遊び場)1回実施

⑨ 不登校児童・生徒等への支援

不登校及びその傾向にある児童生徒に、居場所、地域社会と接する場、体験活動の場を提供し、子どもたちの「生きる力」の育成に努め、自立を支援していく。

(ア) 居場所の開設

毎週金曜日に連島公民館に不登校及びその傾向にある児童生徒が自由に集える居場所を開設している。ボランティアや他の参加者との交流を通じて人とふれ合うことの喜びを体験し、社会生活へ参加する意欲を育むよう支援している。

(イ) 不登校を考える親の集い

対象となる保護者が不安や悩みを話し、相談し合うことで、心理的負担を軽減することを目的として実施している。令和4年度は11回実施。

(ウ) 「さわやかデー」の実施

不登校や引きこもりの傾向のある児童生徒、保護者を対象とした、体験活動を実施している。令和4年度は8月と10月に実施。

(エ) ボランティアの募集と研修会の実施

居場所や体験活動に参加するボランティアを広く募集する。また、ボランティアの研鑽のため研修会を実施する。令和4年度はさわやかデーと同日に実施。

⑩ 高梁川流域パスポート事業

平成27年度から、「高梁川流域パスポート」を高梁川流域圏域在住の小学生に配布し、土・日・祝及び振替休日に流域市町の社会教育施設の入館料の免除やスタンプラリー等を実施している。

⑪ 高梁川流域学び直し支援事業

高梁川流域7市3町在住の15歳から39歳までの方を対象に、自発的に社会とつながりを持ち、就労等へと結び付けられるよう、くらしきシティプラザ西ビル内に「まなびばippo(いっぽ)」を開設し、カウンセリング・学習支援・居場所の提供を通して、若者自らが社会参画しようとする主体的な取組を教育の側面から支援している。

⑫ 青少年の健全育成

(ア) 「青少年を育てる会」の支援

昭和52年11月に倉敷市議会で「青少年健全育成都市宣言」が採択されたことを受け、青少年の健全育成を図る目的で「青少年を育てる会」が設立された。現在、市内26中学校区にて組織され、推進委員会を中心に活動が行われている。

生涯学習課は、青少年を育てる会に対して活動費を補助し、地域の部会活動(①環境浄化活動②補導相談活動③健全育成活動④広報啓発活動⑤家庭教育活動)の実施を支援している。

また、各会長をもって組織している「青少年を育てる会会長連絡会」は、情報交換や全市的な活動の調整、研修会を開催するなど、地域における青少年健全育成活動を推進している。

(イ) あいさつ運動

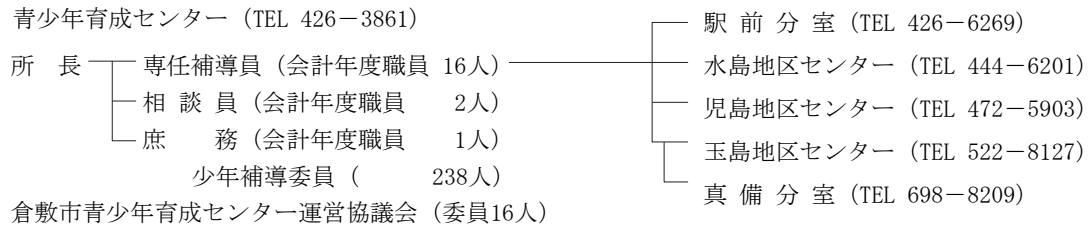
児童・生徒の積極性・社会性の向上を目的に、教職員、PTA、青少年を育てる会会員、市職員等によるあいさつ運動を実施している。

(ウ) 青少年健全育成推進大会

青少年の健全育成推進と市民意識の高揚を図るため、毎年2月に育成功労表彰、「明るい家庭づくり」作文発表、講演会などを実施している。令和4年度は令和5年2月26日(日)に開催。

(3) 青少年の非行防止

次代を担う青少年の健全育成をめざし、街頭等の補導活動を通じ非行の芽を早期に発見し、適切な指導・助言を行うほか、また、有害図書排除などの有害環境浄化活動を目的として、青少年育成センターを設置している。当センターは、少年補導委員を中心に、関係機関・団体及び地域住民が一体となった非行防止活動の拠点になっている。悩める青少年の相談に対応して「ヤングテレホン」（426-3741）を設置。24時間対応のメール相談も開設し、相談活動に力を入れている。



年齢別補導状況の推移

年度	区分	小学生	中1	中2	中3	高1	高2	高3	大学・ 専門学校	有職	無職	合計
R2		112	112	114	89	147	375	267	5	17	9	1,247
R3		164	70	143	115	147	205	195	3	22	17	1,081
R4		183	102	80	107	114	195	98	3	8	6	896

相談者別来所相談の推移

年度	区分	本人	保護者	親族	学校	その他	合計
R2		46	41	4	0	73	164
R3		6	16	3	0	11	36
R4		4	13	0	0	11	28

電話相談（ヤングテレホン）の推移

年度	区分	小学校	中学校	高校生	その他少年	保護者	その他成人	計
R2		7	8	9	5	273	145	447
R3		1	15	25	0	244	184	469
R4		2	7	14	2	220	138	383

メール相談の推移

年度	区分	小学生	中学生	高校生	その他少年	保護者	その他成人	計
R2		15	35	44	3	37	1	135
R3		1	5	39	4	34	23	106
R4		27	52	9	0	23	30	141

相談者別メール相談

年度	区分	本人	保護者	成人	不明	合計
R2		97	37	1	0	135
R3		49	34	23	0	106
R4		88	23	30	0	141

白ポスト（悪書追放）投函状況

年度	R2	R3	R4
冊数	644	1,409	961

(4) 自然の家（旧少年自然の家）

自然の家は、恵まれた自然環境の中で、宿泊研修、野外活動等を通じた生涯学習の機会を提供し、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的として、「自然に親しむ」「人間関係を学ぶ」「生きる力を育成する」の基本方針に基づき事業を実施する。

PFI手法を活用した施設の更新、令和4年4月1日から令和19年1月31日まで指定管理方式により、維持管理・運営業務を行う。

- ・所在地 倉敷市児島由加2708
- ・電話番号 477-5010
- ・指定管理者 倉敷かわせみとくすの木の森株式会社
- ・休館日 年末年始（12月28日～1月4日）

利用状況（実人数）

年度	区分	幼稚園・保育園	小学校	中学校	少年団体	高校以上	主催事業	計
R1		326	6,940	1,033	1,604	1,774	994	12,671
R2～R3		建替えのため休館						
R4		720	7,825	694	3,450	2,764	1,281	16,734

(5) 図書館

社会情勢や生活スタイルが大きく変化している中、図書館は幼児から高齢者まで幅広い市民の皆様の学習や教育を支える場であるとともに、様々な情報を提供する地域の拠点としての役割を求められている。

図書館では生涯学習の拠点として、平成15年度から祝日開館を実施している。また、平成23年度からは児島図書館で、平成27年度からは中央・水島・玉島図書館で、火曜日から土曜日と第1月曜日の開館時間を従来の10時から18時までに9時から19時までに延長するなど、利用者の利便性の向上を図っている。

平成26年4月、高梁川流域連盟60周年記念事業として、高梁川流域7市3町で、利便性と文化向上のため、図書館相互利用サービスを開始した。新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市にお住いの方は「広域利用者カード」が発行可能になり、倉敷市立中央・水島・児島・玉島・船穂・真備図書館に在庫の本と雑誌を5冊まで15日間貸出ができるようになった。平成27年9月からはさらなる利便性の向上を図るため、広域相互返却サービスを開始した。

平成31年3月には「第4次倉敷市子ども読書活動推進計画」を策定した。第3次計画の成果と課題を整理し、引き続き子どもたちが「生きる力」を養うための読書活動を支援し推進することを基本的な方針としている。

真備図書館は、平成30年7月豪雨災害で被災し休館していたが、真備地区での移動図書館の運行、真備公民館内での仮設図書館を経て、令和3年1月30日に元の場所で再開館した。

① 図書館一覧

区 分	中央図書館	水島図書館	児島図書館	玉島図書館	船穂図書館	真備図書館
住 所	中央2-6-1	水島青葉町4-40	児島味野2-2-37	玉島1-2-37	船穂町船穂1702-1	真備町箭田47-1
T E L	086-425-6030	086-446-6918	086-472-4847	086-526-6011	086-552-9300	086-698-9393
面 積	(敷)10,469.26㎡ (延床)4,867.62㎡ (別棟延床分含む)	(敷)4,236.00㎡ (延床)1,394.72㎡	(敷)12,465.00㎡ (延床)3,088.92㎡ (共用部分含む)	(敷)4,120.05㎡ (延床)1,387.63㎡	(敷)2,989.90㎡ (延床)868.39㎡	(敷)11,330.00㎡ (延床)1,693.00㎡
建設年月	S58.11	S60.5	H23.10	S63.5	H12.7	H12.7
建設費	1,091,014千円	323,234千円	1,016,374千円	386,332千円	351,999千円	551,737千円
閲覧席	287席	171席	174席	148席	85席	87席
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上4階建	鉄筋コンクリート造 平屋建（一部中2階）	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上4階建の1,2階部分	鉄筋コンクリート造 平屋建（一部中2階）	鉄筋コンクリート造 2階建（一部3階）	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建（3階一部塔屋）
施設の内容	(地下1階) 閉架書庫 機械室 電気室 (1階) 一般開架室 児童開架室 授乳室 子育て支援コーナー 闘病記コーナー 展示・新聞雑誌コーナー 対面朗読室 視聴覚コーナー (2階) 一般開架室 読書室 ビジネスサポートコーナー (3階) 参考図書室 郷土資料コーナー 研修室 資料室 (4階) 事務室 館長室 応接室	一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 郷土資料コーナー 子育て支援コーナー ビジネスコーナー 読書室 研修室 授乳室 事務室 閉架書庫	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 子育て支援コーナー 闘病記コーナー 視聴覚コーナー 対面朗読室 授乳室 事務室 (2階) 一般開架室 郷土資料コーナー ビジネスコーナー 瀬戸大橋コーナー 閉架書庫 会議室	一般図書コーナー 児童図書コーナー 郷土資料コーナー 新聞・雑誌コーナー 屋外読書コーナー 子育て支援コーナー 闘病記コーナー ビジネスコーナー 時代小説文庫コーナー 研修室 事務室 閉架書庫 機材庫 機械室・電気室	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 読書コーナー ブラウジングコーナー A Vコーナー 子育て支援コーナー 事務室 (2階) 一般図書コーナー 閲覧コーナー 農業コーナー 閉架書庫	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 郷土行政資料コーナー 視聴覚ブース 横溝正史コーナー 農業コーナー 子育て支援コーナー 対面朗読室 授乳室 閉架書庫 おはなしの部屋 事務室 会議室（1・2） 倉庫（1階・2階） 学習室 時代小説文庫コーナー 防災コーナー
開館時間	月～土曜日 午前9時～午後7時				午前10時～午後6時	
	日曜日 午前10時～午後6時		日曜日 午前9時～午後5時	日曜日 午前10時～午後6時	木曜日 午前10時～午後7時 (祝日の場合は午前10時～午後6時)	
休館日	1. 月曜日（中央・水島・児島・玉島は第1月曜日は開館） 2. 毎月最終金曜日（8月と12月は開館） 3. 特別整理期間（毎年14日以内） 4. 年末年始（12月29日～1月4日）					

② 利用状況

区分 館名	登録者数			貸出人数			貸出点数			入館者数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
中央図書館				263,875	249,498	263,693	1,142,301	1,033,671	1,069,746	355,802	340,829	386,735
水島図書館				88,028	82,660	89,112	425,952	374,017	406,002	174,721	154,685	176,845
児島図書館				65,837	58,678	65,284	276,571	246,895	270,575	161,337	149,016	171,524
玉島図書館				87,073	78,934	83,458	398,147	360,516	369,254	166,647	173,554	163,262
船徳図書館				35,064	32,872	33,383	154,773	140,847	149,896	51,444	51,181	58,327
真備図書館				17,415	38,964	44,003	82,825	201,551	218,724	26,459	62,896	71,095
計	42,311	41,837	43,342	557,292	541,606	578,933	2,480,569	2,357,497	2,484,197	936,410	936,410	1,027,788

※真備図書館は令和3年1月30日に再開館。

③ 蔵書

区分 館名	郷土	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	カセットブック CDブック	大活字本	点字図書	録音図書	漢籍 準漢籍	児童書	視聴覚	計
中央図書館	37,038	10,785	14,505	28,077	55,718	25,353	31,164	12,049	35,625	5,888	119,084	2,285	4,053	1,698	1,255	11,330	114,410	5,285	515,602
水島図書館	8,897	2,065	3,723	7,127	10,878	6,313	11,499	3,205	8,336	1,524	28,524	680	1,367	5	3	0	56,291	2,005	152,442
児島図書館	11,902	5,336	6,526	10,981	21,097	12,725	18,265	6,465	16,399	2,951	51,553	777	1,773	0	1	0	75,552	2,399	244,702
玉島図書館	10,813	2,595	4,271	8,128	12,963	8,221	11,092	3,579	9,157	1,544	39,323	420	774	0	0	2,014	55,460	1,893	172,247
船徳図書館	5,855	1,250	2,340	3,367	5,517	3,423	5,660	2,023	3,769	731	15,854	43	445	16	0	0	21,615	1,623	73,531
真備図書館	5,090	1,603	3,790	6,215	9,169	6,144	8,609	2,842	6,280	1,307	26,232	91	433	0	1	0	36,343	2,287	116,436
移動図書館	2,112	310	1,201	1,234	1,835	2,017	6,651	1,083	2,141	243	20,147	0	702	0	0	0	42,456	24	82,156
計	81,707	23,944	36,356	65,129	117,177	64,196	92,940	31,246	81,707	14,188	300,717	4,296	9,547	1,719	1,260	13,344	402,127	15,516	1,357,116

(6) 美術館 (TEL425-6034)

郷土にゆかりのある優れた作家の美術作品や資料などを収集、調査、管理するとともに、収集した美術作品・資料をテーマに沿って公開する企画展や国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供する特別展を行っている。

令和4年度は、鉄骨格アーティストNOBUO氏をはじめ、恐竜を巧みに再現するアーティストたちの作品を展示する「恐竜美術展－恐竜が美術館にやってきた!」、甘美な女性像で知られる東郷青児と生誕100年を迎えた斎藤真一の作品を紹介する「東郷青児・斎藤真一－それぞれの女性像－」展を開催した。

美術にかかわる多様なテーマでの講演を行なう美術教養講座や、初心者を対象とした実技講座、展覧会での解説会などを開催し、幅広い層の方々に楽しみながら美術に触れる機会を提供している。

市内外の美術団体や個人の作品発表の場として展示室を、また美術や生涯学習に関する講演会や研究会などの会場として講堂や会議室を貸し出している。

玉島市民交流センターでは池田遙邨・坂田一男顕彰記念室を開設し、両作家の紹介を行っている。

インターネット上でホームページを開設し、収蔵作品や作家に関する情報や年間行事予定などを広く周知している。

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1
- ・建築面積 2,324.72㎡
- ・延床面積 6,825.85㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建

主な施設

- 1階 第1展示室 (355.88㎡ 有効壁面総延長66.4m)、エントランスホール (524.93㎡)、喫茶室、ラウンジ
- 2階 第2展示室 (347.28㎡ 有効壁面総延長65.8m)、第3展示室 (356.88㎡ 有効壁面総延長83.43m)、展示コーナー (110.88㎡)、ロビー
- 3階 講堂 (固定席222)、第1会議室 (28人収容)、第2会議室 (68人収容)、池田遙邨コーナー、第1美術教室、第2美術教室、事務室、研究室、収蔵庫 (2室)

- ・収蔵品 日本画・洋画等11,963点 (R5年4月1日現在)
- ・利用状況

年度	区分	入館者数	展示事業		普及事業	貸館事業	開館日数
			有 料	無 料			
R 2		35,889	6,874	13,986	1,709	13,320	275
R 3		32,929	7,514	8,624	2,777	14,014	237
R 4		85,845	9,902	34,914	7,458	33,571	299

(7) 自然史博物館 (TEL425-6037)

「倉敷の自然とその背景」を大テーマとして、エントランスホールにはナウマンゾウの動刻をおき、「岡山県のなりたち」、「岡山県のいきもの」、「昆虫の世界」、「植物の世界」の小テーマごとに実物標本資料・レプリカ・ジオラマ・写真・イラスト・ビデオ等を用いて常設展示を行っている。

地域の自然についての調査研究及び資料の収集保管を図るとともに、自然観察会、講座、教室などを通じて自然に関する教育普及活動に力を注いでいる。平成10年度にはインターネットによる市民への情報提供を開始、平成11年度からは、自然環境学習用観察器具貸出しを行い、市民への自然に対する啓発に努めている。

平成5年度には、1階の一部を博物館に編入し、一部改造、展示増設を行った。平成14年度からは、4年計画で各展示室の展示更新に着手し、展示内容が大幅に充実、一新し、平成17年度に完了している。また、平成22年度より旧倉敷消防署大高出張所の跡地を引き受け、倉敷市立自然史博物館大高仮収蔵庫として使用開始し、収蔵容量不足を緩和した。令和5年度には、開館40周年を迎える。

また平成4年設立の「友の会」活動は、博物館と協働し独自の企画や活発な事業展開をしている。

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1
- ・建築面積 941.46㎡
- ・延床面積 3,072.28㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階1部4階建

主な施設

- 地階 講義室 (60人収容)、工作室、第2収蔵庫、倉庫、車庫
- 1階 エントランスホール・学習コーナー・受付・ミニ水族館
- 2階 第1展示室 (200.09㎡)、第2展示室 (256.83㎡)、第3展示室 (169.28㎡)、事務室
- 3階 第4展示室 (155.16㎡)、特別展示室 (69.96㎡)、研究室、第1収蔵庫、液浸標本収蔵庫、会議室、図書文献室、写真室、暗室

- ・所蔵資料 一次資料 (標本類) 約1,046,000点 二次資料 (図書・雑誌等) 59,850点 (R5年3月31日現在)
- ・利用状況

年度	区分	入館者数	観 覧 者		施設使用者	開館日数
			有 料	無 料		
R 2		22,503	6,152	9,419	6,932	279
R 3		24,322	6,760	11,272	6,290	209
R 4		46,867	14,339	23,625	8,903	305

※昭和55年5月に、現在地に新庁舎が完成し、同年6月中旬から業務が開始された。その跡地及び旧庁舎等の再利用について、市民をはじめ多くの人々からさまざまな意見が提案され、市街地の中心であり、近くには倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区 (美観地区) を有し、環境的にも優れているこの一角を文化施設ゾーンとして整備することとなった。旧本庁舎を美術館、分庁舎跡地を中央図書館、旧水道局庁舎を自然史博物館並びに観光休憩所等に改造し、これらは市民の文化、芸術向上の拠点となっている。なお、丹下健三設計の旧本庁舎 (美術館) は令和2年8月に国登録有形文化財に登録された。

10. 文化財保護

(1) 事業

- ① 文化財の保護、保存と活用
- ② 倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区の修理修景
- ③ 伝統美観地区の修景補助
- ④ 倉敷市町並み保存地区の整備補助
- ⑤ 史跡等の環境整備

(2) 文化財指定状況

(R5年3月31日現在)

区分	指 定											選 定		登 録	計		
	有 形 文 化 財						記 念 物			無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財		文 化 的 景 観	保 存 地 区		(登 録 有 形 建 造 物)	
	建 造 物	美 術 工 芸 品					史 跡	名 勝	天 然 記 念 物		有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財					
		建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	古 典 書 籍 跡				考 古			歴 史 料				
国	10	7	3	1	0	5	0	2	1	1	0	0	0	0	1	22	53
県	12	1	5	11	2	3	1	9	1	1	0	0	1				47
市	10	9	7	12	4	8	3	21	0	5	0	3	1				83
計	32	17	15	24	6	16	4	32	2	7	0	3	2	0	1	22	183

(3) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

美観地区の名で親しまれているこの地区は、倉敷川を中心に江戸時代商家群の面影をよく残しており、全国的にも貴重な地区として位置づけられている。この文化遺産を後世に残すべく、本市としては昭和43年に伝統美観保存条例を設定し、独自に町並み保存に取り組んできた。その後、昭和50年には文化財保護法が一部改正され、国レベルにおいても、伝統的な町並みを文化財として保存していこうとする取り組みが制度化された。

本市もこれを受けて一層の保存の実をあげるため、昭和53年に伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、昭和54年には美観地区20.7ヘクタールの内、13.5ヘクタールが重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けた。

また、平成10年には地区の一部拡大がなされ、現在では、本町、東町、阿知2丁目、中央1丁目にまたがる15ヘクタールの区域が重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。

この地区では、伝統的な意匠が受け継がれている282棟を伝統的建造物として特定しており、外観部分の修理に際しては、工事費の8割、800万円を限度として、また、その他の建造物については、町並みに適合した改修を行うこととして、外観部分の工事費の7割、500万円を限度として補助金を交付できることとしている。

なお、平成12年には建築基準法に基づく条例として、「倉敷市美観地区景観条例」を制定し、景観保全に取り組んできた。その後、このような自治体の取り組みを支援するため、また、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等に対応するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みとして平成16年に景観法が制定された。倉敷市は、法の全面施行にあわせ、当該条例を全部改正し、更なる景観保全に取り組んでいる。

伝統的建造物群保存修理修景状況

(単位：円)

年 度	区 分	国 費	県 費	市 費	件 数	計
R2	修 理	16,935,000	2,300,000	14,636,000	6	33,871,000
	修 景	0	0	0	0	0
R3	修 理	17,985,000	500,000	17,485,000	6	35,970,000
	修 景	0	0	0	0	0
R4	修 理	19,721,000	500,000	19,221,000	6	39,442,000
	修 景	0	0	0	0	0

(4) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例

倉敷市民全体の誇りであり、共通の文化的遺産である倉敷川畔伝統的建造物群保存地区の景観保存措置の一環としてこの背景を保全するとともに貴重な伝統的景観を後世に継承していくことを目的として、平成2年6月に制定された条例である。

その要旨は伝統的建造物群保存地区に隣接した一定地区を背景地区として指定し、その地区内で高さが13mを超えて建築物等の新築・増築・修繕・模様替えを行う場合に、協議・同意を求めるというものである。

同意の基準としては、視覚に入らないものであること、又は、視覚に入るが著しく背景を損なうものでないことが条件となっている。この条例の特徴的なことは、同意に必要な条件を付すことに対し、損失の補償及び買取り等の条項を設け、その実効性を高めていることである。

(5) 倉敷市町並み保存地区（下津井・玉島）

町並み保存事業は、地域固有の歴史や風土に生まれ、その個性的景観を伝える美しい町並みを後世に伝え、その保存・活用を図ろうとするものである。

江戸期より内海航路と北前船により繁栄した下津井や玉島の町並みには、優れた歴史的景観が残されている。その保存にむけ、昭和61年11月、平成7年9月に下津井地区及び玉島地区がそれぞれ県の町並み保存地区の指定を受け、修理修景に際し、外観部分の工事費の5割、400万円を限度とする補助事業を行っている。

町並み保存修理状況

年度	件数	市補助金額
R2	3	9,365,000
R3	0	0
R4	2	8,000,000

(6) 倉敷市歴史民俗資料館（昭和56年6月29日開館 TEL 422-7239）

この建物は、大正4年10月に倉敷幼稚園（創立明治29年）の園舎として竣工し、昭和51年8月に解体されるまでの60年余り使用された。

落着いた玄関の構え、曲線美を取り入れた廊下の垂れ壁、美しい8弁花模様の天井をもつ遊戯室、ドイツヘルメット状の棟飾り、玄関棟瓦に取りつけられたユーモラスで楽しい雰囲気「きんちゃく」など、洋風建築をしのばせる園舎として有名であった。特に八角形の遊戯室は、内部に支柱を使わず機能性を追及したのものとして、現存するものでは全国唯一の特色ある建築様式を誇っている。さらに保育室と廊下を前面に、遊戯室を後方に配置することによって動線の短縮や静と動の分離を図るなど、保育方法の改善を物語るものとして幼児教育史上にも貴重な建物である。

正面のさくらの校章から「さくら幼稚園」の愛称で親しまれ、解体にあたっては保存を望む声が多く、倉敷市としても市庁舎東に「倉敷市歴史民俗資料館」として残すことになり、国や県の補助を得て昭和56年3月31日に復元され教育関係資料等を展示している。

- ・所在地 倉敷市西中新田669番地
- ・構造 木造平屋建（延）307㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R2年度 887人 R3年度 675人 R4年度 1,063人
- ・指定管理者 公益社団法人倉敷市シルバー人材センター

(7) 倉敷市福田歴史民俗資料館（昭和62年4月25日開館 TEL 455-9253）

この建物は、農具関係資料を中心にして郷土資料を展示し、市民の利用に供し調査研究等に資するため、元福田出張所跡地に開館した。

- ・所在地 倉敷市福田町古新田1209番地1
- ・構造 木造平屋建（延）97.47㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月・木・金曜日（月・木・金曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R2年度 290人 R3年度 97人 R4年度 214人
- ・指定管理者 倉敷市福田歴史民俗資料館管理委員会

(8) 倉敷市立磯崎眠亀記念館（昭和63年4月20日開館 TEL428-8515）

この建物は、花菴の製造技術の改良に努め「錦莞菴」を発明した磯崎眠亀（1834～1908）の功績を記念し、同氏が使用していた建物を修復復元したものである。館内には復元織機をはじめ花菴生産に関する資料や同氏の業績を伝える資料が展示されている。

- ・所在地 倉敷市茶屋町195番地
- ・構造 木造2階建（延）257.26㎡
- ・開館時間 午前9時～午後4時30分
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R2年度 1,207人 R3年度 1,008人 R4年度 1,120人
- ・指定管理者 磯崎眠亀顕彰会

(9) 倉敷市真備ふるさと歴史館（平成6年7月3日開館 TEL 698-8433）

この建物は、岡田藩等に関する歴史資料の収集・保管・解説をして一般公開を行うことにより、市民の教養及び文化の向上に寄与するために開館した。

- ・所在地 倉敷市真備町岡田610番地
- ・構造 鉄骨造平屋建（延）212.51㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月・木・金曜日、年末年始）
- ・入館者数 R2年度 1,457人 R3年度 1,167人 R4年度 1,711人
- ・指定管理者 岡田藩史研究会

(10) 倉敷市旧柚木家住宅（西爽亭）（平成10年11月4日開館 TEL 522-0151）

この建物は、江戸時代中期の庄屋建築の遺構を残す西爽亭と呼ばれる公開施設と、学習会や諸集会等に使用できる会議室・和室を備えた生涯学習施設から成り、平成10年11月に開館した。

- ・所在地 倉敷市玉島3丁目8-25
- ・構造 木造2階建（延）490㎡
- ・開館時間 午前9時～午後5時
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R2年度 4,896人 R3年度 3,420人 R4年度 7,585人
- ・指定管理者 玉島商工会議所

(11) 倉敷しまきび記念館（昭和63年11月3日開館 TEL 698-7612）

この建物は、吉備真備の功績を記念し、関係資料の収集・保管・一般公開を行うことにより、市民の教養及び文化の向上に寄与するために開館した。

- ・所在地 倉敷市真備町箭田3652番地1
- ・構造 鉄骨造平屋建（延）237.70㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R2年度 2,393人 R3年度 2,244人 R4年度 2,917人
- ・指定管理者 倉敷まきび公園管理運営組合

1.1. ライフパーク倉敷

・目的

情報化、国際化、高齢化社会への進展及び余暇時間の増大など社会の変化に伴い、高度化、多様化する市民の学習要望に対応するため、様々な学習機能を持つ生涯学習推進のための中核施設を整備した。

・建築概要

所在地 倉敷市福田町古新田940番地

開館 平成5年4月24日

建設年月日 着工 平成2年12月22日

完工 平成4年8月31日

総事業費 10,345,606千円（平成元年度～5年度）

・形態：複合施設

本館（市民学習センター、教育ICT推進課、教育センター、科学センター）
別館（埋蔵文化財センター）

平成25年8月、敷地内に旧倉敷天文台スライディングルーフ観測室を移築

平成31年3月、科学センタープラネタリウムをリニューアル

・面積：建築面積 9,680㎡ 敷地面積 53,117㎡

延床面積 14,363㎡

・構造：鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）

①ライフパーク倉敷利用状況

平成25年9月22日、開館20周年で入館者1,000万人を達成。

ライフパーク倉敷 入館者数

（単位：人）

	R1	R2	R3	R4
教育ICT推進課	3,238	1,143	966	1,073
教育センター	12,340	5,725	5,882	7,609
埋蔵文化財センター	14,389	4,084	4,816	6,036
市民学習センター	154,039	43,514	43,174	89,421
図書室	109,614	66,491	64,377	72,108
科学センター	175,820	61,477	65,031	123,792
計	469,440	182,434	184,246	300,039

(1) 市民学習センター（TEL454-0011）

市民学習センターでは、中央公民館として、講座等の開催や学習情報の提供、研修・集会のための施設提供を行い、一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる地域活性化を推進していくため、次の事業を行う。

① 市民の生涯学習を支援する拠点施設として、市民の多様な学習ニーズに対応した講座の開催や地域社会が抱えるさまざまな問題（子育て、健康、環境、地域活性化など）の解決へのきっかけとなるような学習機会を提供する。

ア 人権・平和・多文化共生……人権問題の理解、男女共同参画、国際平和・異文化理解、多文化共生社会の実現、語学の習得に関するものなど

イ 健康・福祉……市民の健康づくりに関するもの、高齢者、障がい者等への理解と社会参加の促進、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ボランティア活動の推進に関するものなど

- ウ 子ども……子育て支援、親育ち支援、体験学習、読み聞かせ、異世代との交流、子どもをとりまく問題の解決に関するものなど
 - エ 環境……地球環境問題の理解、リサイクル、省エネルギーの推進に関するものなど
 - オ 防災・防火・防犯・交通安全……防災、防火、防犯、交通安全に対する意識の普及と啓発に関するものなど
 - カ 地域活性化・地域の結びつき……地域の活性化、地産地消の推進、地域の伝統・文化の承継、地域住民の交流の促進に関するものなど
 - キ 情報化……情報端末、インターネットその他ICTに関する基本的な知識・能力の習得に関するものなど
 - ク 一般教養……趣味や生きがいづくりにつながるもの、生涯学習のきっかけづくりとなるものなど
- ② 誰でも利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努め、施設滞在時間を気持ちよくすごしていただけるよう会議室をはじめ、施設全体の環境美化に努める。
- ③ 図書・雑誌・視聴覚資料等を収集・保存し、市民の利用に供するほか、子どもの読書活動推進のための取り組みとして、子ども向けの各種イベントを開催する。
- ④ 人権教育・啓発を進める。
- ア 人権教育推進事業……○人権教育講演会の開催
 - 講演会等への参加者数増加の促進
 - イ 人権学習推進事業……○地域ふれあい活動の充実
 - 講演会、研修の充実
 - 地域の人権問題解決に向けての取り組み
- ⑤ 社会教育関係団体の支援を行う。
- ア 子ども会
 - 倉敷市子ども会連合会……加入団体数80団体、加入者数3,948人
 - イ 婦人団体（倉敷市婦人協議会）
 - 地区婦人協議会…… 3団体（倉敷・児島・真備）
 - 単位婦人協議会……13団体

使用時間			基本使用料						備考
			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
使用場所	本市住民		2,090	3,520	4,290	5,610	7,810	9,900	控え室を含む。
	入場料等を徴収しない場合		3,080	5,280	6,600	8,360	11,880	14,960	
大ホール	本市住民でない者		4,070	7,040	8,580	11,110	15,620	19,690	
	入場料等を徴収する場合		5,060	8,800	10,890	13,860	19,690	24,750	
中ホール			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	
視聴覚ホール			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	
茶華道室			1,430	1,760	1,980	3,190	3,740	5,170	2室に分けて使用する場合は半額。
クラフト室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
生活科学室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
調理実習室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
軽トレーニング室			1人1回につき 220						
第1会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第1会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第2和室会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第2和室会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第3会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第3会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第4会議室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第5会議室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
音楽練習室			1,320	1,650	1,980	2,970	3,630	4,950	
器楽練習室			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 - (1) 大ホール 1,320円
 - (2) 中ホール、視聴覚ホール 550円
 - (3) その他 165円
- 2 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 3 調理実習室、クラフト室及び生活科学室のガスの使用の場合は、1室1回につき440円を加算する。
- 4 金額には消費税及び地方消費税を含む。

・付属設備使用料

(単位：円)

附属設備名	数量	基本使用料			備 考
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
グランドピアノ	1	1,320	1,320	1,320	大ホール・音楽練習室
ピアノ	1	1,100	1,100	1,100	器楽練習室
映写機	1	1,320	1,320	1,320	
拡声装置	一式	660	660	660	
ワイヤレスマイク	一式	330	330	330	
照明装置	一式	3,520	3,520	3,520	大ホール

金額には消費税及び地方消費税を含む。

受付期間 大ホール：使用日の1年前から、中ホール・視聴覚ホール：使用日の6カ月前から

その他：使用日の2カ月前から

・利用・講座実施状況（令和4年度）

① 利用状況

室 名	開館 日数	使用団体		内 訳											
				主催・共催事業		市行政・市教委		社会教育関係団体		町内会等		市教委が認めた団体		有料団体	
	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	
大ホール	305	280	33,906	50	2,157	129	20,481	7	722	3	620	52	3,634	39	6,292
中ホール		364	12,995	78	2,034	151	6,532	10	274	2	65	26	1,238	97	2,852
視聴覚ホール		269	9,880	42	941	121	5,481	8	183	1	40	27	973	70	2,262
第1会議室		460	8,210	79	974	201	4,385	32	450	2	50	35	392	111	1,959
第2会議室		211	2,059	18	121	83	632	2	20	0	0	17	71	91	1,215
第3会議室		425	4,522	42	368	213	2,148	8	58	0	0	57	605	105	1,343
第4会議室		178	1,684	8	95	97	862	9	77	4	78	25	199	35	373
第5会議室		140	1,110	0	0	78	556	2	0	1	8	20	174	39	372
茶華道室		83	1,698	29	301	38	1,109	0	0	2	9	8	256	6	23
調理実習室		78	929	48	499	8	47	2	5	0	0	3	30	17	348
生活科学室		142	1,284	63	443	44	447	2	26	1	24	18	152	14	192
クラフト室		155	1,451	100	572	43	682	2	4	0	0	3	41	7	152
音楽練習室		178	3,835	15	193	59	1,765	3	48	0	0	91	1,690	10	139
器楽練習室		119	412	4	6	36	177	1	6	0	0	72	188	6	35
その他		27	469	17	198	7	231	3	40	0	0	0	0	0	0
軽トレーニング室		0	4,464	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,796	0	668
ライブラリーの集い	0	513	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	305	3,109	89,421	593	9,415	1,308	45,535	91	1,913	16	894	454	13,439	647	18,225

② 講座実施状況

令和4年度	講座数	174講座	受講者数	4,060人
講座名 (一部抜粋)	くらしき市民講座「車いすテニスを体験してみよう！！」			
	くらしき市民講座「地元産！味噌を作ってみよう！」			
	くらしき市民講座「真備特産品の竹から作る竹家具工場見学と体験工作」			
	サンデー倶楽部「つまみ細工でお花を作ろう」			
	ナイトコンサート～倉敷百景より 吉備真備が伝えた雅楽から源氏物語音景色へ～			
子どもシアター（映画・人形劇・影絵）ほか				

③ 動画配信サイト「倉敷e公民館」の運営状況

令和4年度	動画数	20本	再生回数	9,413回
タイトル (一部抜粋)	むくみ解消マッサージと入浴後ストレッチ			
	子どものための歯みがき講座			

・図書室

① 事業内容

ア 貸出し

(ア) 図書・雑誌

個人 1人20冊まで、15日以内。団体 冊数制限なし、30日以内。

(イ) 視聴覚（ビデオテープ/DVD/CD）

個人 1人あわせて4点まで、15日以内。団体へは貸出ししない。

ビデオテープ・DVDについては、著作権の許諾を受けているものを貸出する。

イ リクエストサービス

読みたい本が見つからない場合、予約をすることができる。未所蔵の場合は、購入または他の図書館から借用して提供する。

ウ 複写サービス

著作権法の認める範囲内で実施。（有料白黒 1部10円）

エ レファレンスサービス

日常生活などで生じる疑問や調査研究に必要な事項について、図書館資料をもって援助する。

オ 館内視聴サービス

ビデオ・DVDを図書室内のAVブースで視聴できる。

② 所蔵数（令和5年3月31日現在）

図 書	60,961冊
視 聴 覚	1,309点
雑誌（受入タイトル数）	120誌
新 聞	6紙

③ 利用統計（令和4年度）

入館者数	72,108人	リクエストサービス	5,568件	
貸出人数	24,995人	うち利用者用検索機（OPAC）でのリクエスト数	1,551件	
貸出数	一般書	52,319冊	レファレンスサービス	478件
	児童書	59,294冊	コピーサービス	516枚
	視聴覚	785点	館内インターネット端末利用	397件
	合計	112,398点	開館日数	290日
館内視聴サービス	0件			

④ 行事一覧（令和4年度）

行事等	参加者数
おはなシタイム、ストーリーテリングの会等 223回開催	1,700人
図書館見学（1校）、職場体験（2校）	169人

(2) 教育ICT推進課（TEL454-0080）

① 施策・事業計画

ア 教育委員会の情報化にかかる企画調整

学校教育における情報教育とICTを活用した授業等の充実を図り、生涯学習における情報メディアを活用した学習活動の支援を図るために、情報化推進にかかる調査・研究を行う。さらに、教育委員会のICT活用環境の整備と安定した運用ができるように、関係部署間で調整をしながら、情報化推進にかかる事業を計画的に実施する。また、国の目指す「Society5.0」の実現に向けて、ICTを効果的に活用できる資質・能力を身に付けさせることを目的として、「GIGAスクール構想」により整備された1人1台端末を活用した授業等の充実に取り組む。

イ 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理

(ア) 教育委員会が運用する各システムとネットワーク及びサーバ機の整備と充実

次の各システムの機能及び基幹サーバやネットワーク機器について、安定した運用ができるように努める。また、ネットワーク監視機能を活用することにより、ネットワークの安定稼働を維持し、迅速な障害対応を実施する。

- ・倉敷教育ネット
- ・倉敷教育ネット総合情報配信システム（「倉敷eこねっと」「幼稚園すぐメール」）
- ・学校園事務ネットワークシステム（統合型校務支援システム）
- ・校務ネットワーク
- ・図書館システム（公共図書館及び学校図書館）

(イ) ハードウェア、ネットワーク及び各システムの保守体制の充実

各種コンピュータのリモート監視環境を整備し、問い合わせ対応や障害対応等を行っている。また、学校の適切なICT環境整備のために職員が各学校を訪問し、機器設置等のサポートを行っている。さらには各システムの基幹サーバやネットワーク機器、LAN環境等の保守管理については業務委託を行い、また人的支援としては情報政策室と連携し、各施設でのICT機器等の故障・障害時にヘルプデスクが訪問するなど、日常的にトラブルや問い合わせへの対応を行っている。

ウ ICT教育の推進

(ア) 研修及び授業支援の実施

ICT教育推進のための研修会や各システムの操作研修会の開催、学校訪問や希望者を対象にソフトウェアの活用研修を行うなど、教員の指導力の向上及び職員の業務支援を図る。

(イ) 教育委員会のICT環境の整備

児童生徒の「情報活用能力の育成」のために、教員が教育用ソフトウェアやICT機器等を活用した授業をする際の支援及び教員の情報セキュリティ意識の向上を図るための研修などを目的に、ICTの専門的知識を有した人員を学校へ派遣する。

エ 情報化推進にかかる教材及び機材の整備計画

教育委員会で整備しているソフトウェアやデジタルコンテンツ及びICT機器を計画的に更新し、情報化推進を図る。

オ 「GIGAスクール構想」に対応したICT環境の運用支援体制の充実

児童生徒が1人1台端末を積極的に活用できるよう、端末の障害・修理に関することや、ソフトウェアの操作方法の問い合わせへの対応など、運用支援体制の充実を図る。

(3) 教育センター (TEL454-0400)

学校教育充実のための教員研修、不登校児童生徒への適応指導、教育相談、教育情報の収集及び提供、学校教育に関する調査研究等の事業を行い、倉敷市における教育の振興・充実を図る。

① 教員研修

- ・多様化する学校教育の現状から、教員の資質の向上を図るため、キャリアステージに応じて初任者研修をはじめとする経験年数別研修や個々のニーズに応じた課題別研修等を実施する。
- ・教員及び保護者を対象にした不登校や特別支援教育に関する各種研修会や講演会を実施する。

講 座 名		回 数	講 座 名		回 数	
悉 皆 研 修	初任者研修	15	希 望 研 修	学校事務職員研修	1	
	2年目研修	3		学校事務職員スキルアップ研修	5	
	3年目研修	3		教科教育基礎研修	6	
	中堅教諭資質向上研修	10		特別支援教育研修	3	
	16年目研修	3		授業ユニバーサルデザイン (UD) 研修	2	
	新任教務主任研修	3		特別支援学級スキルアップ研修	3	
	特別支援教育新任担当教員研修	4		発達検査研修	1	
	新任特別支援教育コーディネーター研修	3		学校カウンセリング研修	1	
	通級指導教室担当教員研修	1		子どもの発達を考える会	1	
	生活支援員研修	1		生徒指導研修	1	
	新任講師研修	2		学校・家庭・地域の連携促進事業関係者等 研修 (生涯学習課との共催)	1	
	2年目・3年目講師研修	2				
	幼稚園助教諭研修	3		そ の 他	不登校がテーマの座談会 (かけはし)	20
	幼児教育研修 (幼児教育講演会) (幼稚園長研修) (幼稚園教諭・助教諭研修) (幼稚園副園長・代表教諭研修)	4			特別支援教育がテーマの座談会 (とらいあぐる)	11

② 適応指導

- ・「倉敷ふれあい教室」に通室する児童生徒に対する適応指導 (実地指導、教育相談) を行う。
- ・不登校に関する講演会や保護者との懇談会を行う。

③ 教育相談

- 以下の内容に関する悩みを対象とした教育相談を行う。
- ・集団適応、学業、性格、進路等の悩みについての相談を行う。
 - ・育児、就園、就学、幼児教育等の悩みについての相談を行う。
 - ・特別支援教育に関する相談を行う。

④ 教育情報の収集及び提供

- ・幼児教育や小・中学校教育、特別支援教育等に関する情報、資料の収集及び提供を行う。
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各種教科書の展示及び閲覧への供与を行う。

⑤ 調査研究

- ・教育及び適応指導等における調査研究を行う。

(4) 科学センター (TEL454-0300)

科学に関する展示等によって、体験を通じ科学する心を養うとともに、宇宙・天体の理科学習を補完し、学習の動機づけを図るため、次のような事業を行う。

① 事業内容

- ・科学に係る資料及び装置の展示に関すること。
- ・プラネタリウム及び全天周映画の投映に関すること。
- ・科学に係る図書その他の資料等の収集、配布及び提供に関すること。
- ・科学及び天文に係る実習、実験及び講習会等の開催に関すること。
- ・科学センターが収集し、又は展示する資料、装置等に係る調査研究及び他機関との協力に関すること。

② 観覧料

・科学展示室

区分	個人	団体
おとな	410円	330円
高校生	100円	80円
こども	100円	80円

- ・こども（小・中学生） ・団体（20人以上）
- ・団体で観覧する場合は事前予約要

・宇宙劇場（定員165人）

区分		個人	団体
プラネタリウム	おとな	500円	400円
	高校生	350円	280円
	こども	250円	200円
全天周映画	おとな	500円	400円
	高校生	350円	280円
	こども	250円	200円

③ 宇宙劇場上映開始時刻

時刻	10:00	11:10	12:20	13:10	15:10	16:20
火～金曜日	学習投映	学習投映	/	学習投映	全天周映画	プラネタリウム
時刻	10:30	11:40	12:50	14:00	15:10	16:20
土・日曜・祝日 春・夏・冬休み	全天周映画	プラネタリウム	全天周映画	プラネタリウム	全天周映画	プラネタリウム

※学習投映……………保育園・幼稚園・小学校・中学校の観覧希望に応じて実施。事前相談要。

※プラネタリウム……季節の星座や宇宙の話題を紹介。

※全天周映画……………ドームスクリーンに臨場感あふれる大型映像を投映。

④ 真備天体観測施設（たけのこ天文台）

開館日	毎週土曜日と教育委員会が必要と認めるとき（年末年始を除く）
開館時間	19:00～22:00（5～8月は20:00～22:00）
使用料	無料

(5) 埋蔵文化財センター（TEL454-0600）

倉敷における埋蔵文化財の保護・保存を図るための拠点施設として、開発に伴う遺跡の保存協議や発掘調査を行っている。また、遺跡見学会や歴史に関する講座の開催など、教育普及事業にも力を入れている。

① 事業内容

- ・埋蔵文化財の保護・保存に関すること。
- ・埋蔵文化財の調査、研究及び活用に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る知識の普及及び啓発に関すること。

② 開館時間 午前9時～午後5時15分

（休館日…毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその次の平日）、年末年始）

③ 入館料 無料

④ 利用者数 令和2年度 5,120人 令和3年度 4,822人 令和4年度 6,036人

（主催事業・出前講座含む）

⑤ 主催事業 春の遺跡見学会、考古学体験講座、秋の考古学講座、山城探訪

(6) 公民館

公民館では、地域にもっとも身近な生涯学習施設として、地域の特性に応じた講座の実施や学習情報の提供、研修・集会のための施設提供を行い、一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる地域の活性化を推進していくため、次の事業を行う。

① 地域の生涯学習を支援する拠点施設として、地域の学習ニーズに対応した講座の開催や地域社会が抱えるさまざまな問題（子育て、健康、環境、地域活性化など）の解決へのきっかけとなるような学習機会を提供する。

また、年1回秋を中心に公民館祭を開催し、公民館で活動しているグループ等の学習成果の発表の場を提供する。

② 公民館グループの指導育成

③ 誰でも利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努め、施設滞在時間を気持ちよくすごしていただけるよう会議室をはじめ、施設全体の環境美化に努める。

④ 人権教育・啓発を進める。

- ア 人権教育推進事業
- ・人権教育講演会の開催
 - ・講演会等への参加者数増加の促進
- イ 人権学習推進事業
- ・地域ふれあい活動の充実
 - ・講演会、研修の充実
 - ・地域の人権問題解決に向けての取り組み

⑤ 社会教育関係団体の支援を行う。

・施設一覧

(R5年4月1日現在)

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
1	倉敷公民館	本町 2-21 TEL 086-423-2135	鉄筋コンクリート 地下1階 地上3階	(敷) 2,115.89 (建) 735.98 (延) 2,112.98	S 42.4.1 S 44.10.3 (新築開館)	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 音楽図書室 1 談話室 1
2	倉敷東公民館	浜町 2-2-30 TEL 086-425-7774	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 815.80 (建) 401.40 (延) 401.40	S 62.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
3	向山分館	向山 1837-2 TEL 086-424-8555	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 469.11 (建) 104.24 (延) 208.49	S 46.4.1 (61年度 改築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
4	倉敷西公民館	八王寺町 199-3 TEL 086-424-3610	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 948.90 (建) 276.60 (延) 500.00	S 59.4.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
5	倉敷南公民館	沖新町 68-1 TEL 086-426-0240	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,065.76 (建) 261.29 (延) 500.10	S 58.5.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
6	倉敷北公民館	中庄 1895-1 TEL 086-462-3022	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 797.43 (建) 261.29 (延) 500.10	S 58.5.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
7	徳芳分館	徳芳 226-1 TEL 086-462-4392	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 838.00 (建) 241.68 (延) 420.68	S 50.4.1 (53年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
8	多津美公民館	加須山 503-7 TEL 086-428-6541	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 761.73 (建) 283.75 (延) 500.00	S 57.5.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
9	羽島分館	羽島 549-5 TEL 086-423-1845	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 371.79 (建) 90.00 (延) 180.00	S 49.4.1	会議室 1 調理室 1 和室 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
10	新田公民館	新田 2723-3 TEL 086-427-6354	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,201.65 (建) 409.23 (延) 409.23	H元. 4. 1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
11	新田北分館	新田 1356-9 TEL 086-421-2120	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,001.00 (建) 133.77 (延) 206.17	S 53. 4. 1	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
12	庄公民館	上東 736-1 TEL 086-462-5151	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,995.08 (建) 653.64 (延) 653.64	S 38. 1. 1 S 63. 5. 25 (新築開館)	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 1 工作室 1 図書室 1
13	庄東分館	日畑 1134-1 TEL 086-462-4898	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 477.79 (建) 102.89 (延) 200.89	S 57. 4. 1	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
14	茶屋町公民館	茶屋町 1604-4 TEL 086-428-1315	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,427.00 (建) 693.48 (延) 954.18	H 8. 4. 1	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 1 工作室 1 実技練習室 1 図書コーナー 1
15	西阿知公民館	西阿知町 1122-2 TEL 086-465-0836	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,165.45 (建) 385.92 (延) 589.84	S 54. 4. 1 (平成 25 年度 増築)	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 展示室 1 市民カビ`スコナ- 1
16	水島公民館	水島北幸町 1-2 TEL 086-444-2541	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 2,495.27 (建) 804.00 (延) 1,863.00	S 28. 6. 1 S 49. 5. 17 (新築開館)	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 工作室 1 音楽室 1
17	亀島分館	水島北亀島町 1898-6 TEL 086-445-0015	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 937.40 (建) 129.20 (延) 237.52	S 50. 4. 1 (58 年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
18	福田公民館	福田町古新田 274-21 TEL 086-454-0148	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,782.31 (建) 414.20 (延) 414.20	H 4. 5. 1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
19	浦田分館	福田町浦田 2285-1 TEL 086-455-5637	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,832.71 (建) 121.04 (延) 232.82	S 57. 4. 1 (62 年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
20	福田南公民館	東塚 5-5-35 TEL 086-456-2467	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 2,092.17 (建) 363.60 (延) 1,050.00	S 52. 4. 26	大会議室 1 会議室 5 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民カビ`スコナ- 1
21	連島公民館	連島町西之浦 497-1 TEL 086-448-0655	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 1,509.61 (建) 363.60 (延) 1,050.00	S 50. 4. 1	大会議室 1 会議室 5 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民カビ`スコナ- 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
22	連島南公民館	連島町鶴新田 980-1 TEL 086-448-9631	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,152.13 (建) 479.14 (延) 479.14	H2.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
23	児島公民館	児島味野 2-2-38 TEL 086-472-7423	児島市民交流センター内		S37.10.1 H23.10.1 (児島市民交流センター内に入館)	
24	赤崎分館	児島赤崎 2-8-2 TEL 086-472-9009	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 563.45 (建) 157.41 (延) 356.70	S42.4.1 S56.4.1 (新築開館)	調理実習室 1 和室 1 図書室 1 多目的ホール 1
25	大島分館	大島 1-1-34	鉄骨ブロック 2階建	(敷) 195.94 (建) 99.00 (延) 198.00	S42.4.1	集会所 1 和室 1
26	稗田分館	児島稗田町 481 TEL 086-472-6598	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 292.12 (建) 115.60 (延) 185.00	S48.4.1	会議室 1 調理室 1 和室 1
27	下津井公民館	下津井 2-815-1 先 TEL 086-479-8633	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,064.95 (建) 403.20 (延) 403.20	S60.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
28	本荘公民館	児島塩生 1959-3 TEL 086-475-2202	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 981.66 (建) 325.70 (延) 477.50	S53.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
29	琴浦公民館	児島下の町 9-2-27 TEL 086-473-0080	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造 平家建	(敷) 1,997.01 (建) 693.34 (延) 670.62	S47.6.1 R3.4.1 (建替)	会議室 3 和室 1 工作室 1 陶芸窯室 1 調理実習室 1 図書コーナー 1
30	唐琴公民館	児島唐琴 4-5-20 TEL 086-477-7977	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,256.97 (建) 403.20 (延) 403.20	S61.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
31	郷内公民館	林 2008-1 TEL 086-485-4164	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 2,993.19 (建) 681.64 (延) 642.36	S55.4.1 H23.4.5 (新築移転)	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民カビースポーツコーナー 1
32	玉島公民館	玉島阿賀崎 1-10-1 TEL 086-526-7625	玉島市民交流センター内		S36.4.1 H24.4.1 (玉島市民交流センター内に入館)	
33	長尾分館	玉島長尾 2617-3 TEL 086-526-8458	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,988.18 (建) 366.11 (延) 366.11	S42.4.1 H22.4.1 (旧長尾小学校特別教室から改築移転)	会議室 1 調理室 1 和室 1 書庫 1
34	玉島東公民館	玉島乙島 6897-2 TEL 086-526-7726	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,684.19 (建) 483.02 (延) 483.02	H13.8.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書コーナー 1
35	玉島西公民館	玉島柏島 7038-6 TEL 086-528-2713	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 381.12 (建) 257.01 (延) 500.01	S59.6.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
36	玉島北公民館	玉島八島 1773-10 TEL 086-526-5315	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,616.18 (建) 427.43 (延) 718.43	S 57.5.1	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 工作室 1 図書室 1
37	玉島黒崎公民館	玉島黒崎 5549-6 TEL 086-528-3143	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,593.21 (建) 258.85 (延) 500.00	S 56.4.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
38	船穂公民館	船穂町船穂 1697 TEL 086-552-2600	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 5,443.00 (建) 1,603.45 (延) 2,463.68	S 57.7.1	大ホール 1 研修室 1 実習室 3 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 団体会議室 1
39	船穂北分館	船穂町船穂 4427-3 TEL 086-552-3585	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 400.00 (建) 134.00 (延) 134.00	S 56.4.1	研修室 1 和室 2 調理実習室 1
40	真備公民館	真備町箭田 1685 TEL 086-698-0042	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,995.59 (建) 913.37 (延) 1,363.63	S 47.4.1 (新築開館)	大集会室 1 会議室 2 調理室 1 講義室 1 研修室 1 和室 3 団体事務室 2 別館茶室 1
41	川辺分館	真備町川辺 714 TEL 086-698-4185	鉄骨 平家建	(敷) 1,816.00 (建) 550.23 (延) 550.23	S 51.3 H 7.2.10 (増築)	集会室 2 和室 3 会議室 1 調理室 1
42	岡田分館	真備町岡田 271 TEL 086-698-1487	鉄骨 平家建	(敷) 1,914.00 (建) 400.05 (延) 400.05	H 7.2.10 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1
43	辻田分館	真備町辻田 947-1 TEL 086-698-6484	鉄骨 平家建	(敷) 1,286.60 (建) 211.36 (延) 211.36	S 56.4.14 (新築開館)	集会室 1 和室 2 調理室 1
44	菌分館	真備町市場 4358 TEL 086-698-0390	鉄骨 平家建	(敷) 1,752.03 (建) 497.96 (延) 497.96	S 53.3 H 8.2.16 (増築)	集会室 2 和室 3 調理室 1
45	二万分館	真備町上二万 392-1 TEL 086-698-5410	鉄骨 平家建	(敷) 1,971.96 (建) 507.10 (延) 507.10	H 13.10.31 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1 健康室 1
46	箭田分館	真備町箭田 1684 TEL 086-698-2979	鉄骨 平家建	(敷) 1,430.00 (建) 440.76 (延) 440.76	H 12.2.21 (新築開館)	集会室 2 和室 1 調理室 1
47	呉妹分館	真備町尾崎 2376-1 TEL 086-698-5409	鉄骨 平家建	(敷) 1,409.00 (建) 384.15 (延) 384.15	H 5.12.25 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1
48	服部分館	真備町服部 1112-3 TEL 086-698-5411	鉄骨 平家建	(敷) 2,402.00 (建) 200.88 (延) 200.88	S 55.4.3 (新築開館)	集会室 1 和室 2 調理室 1

・貸館等使用料（R5年4月1日現在）

① 基幹公民館

（単位：円）

公民館名	区 分			金 額						備 考
				9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	9：00～ 17：00	13：00～ 21：00	9：00～ 21：00	
倉 敷	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室、第3会議室、和室			330	660	880	990	1,540	1,870	
	第2会議室、第4会議室、展示室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
水 島	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室、第2会議室、展示室、工作室、音楽室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第3会議室、第4会議室、和室			330	660	880	990	1,540	1,870	
児 島	球 技 施 設	中学生、高校生	77						1時間 (1コートにつき)	
		一 般 (大学生を含む。)	165							

※冷暖房使用料 大ホール1,320円/h、大ホール以外165円/h

※金額には消費税及び地方消費税を含む。

② 地区公民館

(単位：円)

公民館名	区 分	金 額						備 考
		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 17：00	13：00～ 22：00	9：00～ 22：00	
倉敷東・新田・ 福田・連島南・ 下津井・本荘・ 唐琴・郷内	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷西・倉敷 南・倉敷北・ 多津美・西阿 知・玉島東・ 玉島西・玉島 黒崎	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	小 会 議 室 , 和 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
庄	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第1会議室、第2会議室、 和 室 、 工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
茶屋町	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	実 技 練 習 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室、第2会議室、 和 室 、 工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
福田南・ 連 島	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第1会議室、第2会議室、第3議 室、第4会議室、第5会議室、和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
琴 浦	第1会議室、第2会議室、第3議 議 室 、 和 室 、 工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	陶 芸 窯 室	660	660	660	880	880	1,100	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
玉島北	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室、第2会議室、第1 和 室 、 第 2 和 室 、 工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

公民館名	区 分			金 額						備考
				9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	18 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 17 : 00	13 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 22 : 00	
船 穂	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	研 修 室 、 会 議 室 B			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	実習室A、実習室B、実習室C、会議室C、和室(16畳)、和室(24畳)			330	660	880	990	1,540	1,870	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
真 備	大 集 会 室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	1F会議室、2F会議室、講義室、大和室(20畳)、第1和室(8畳)、第2和室(16畳)、研修室			330	660	880	990	1,540	1,870	
	調 理 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

※冷暖房使用料 大ホール1,320円/h、大ホール以外165円/h ※金額には消費税及び地方消費税を含む。

・利用・講座実施状況（令和4年度）

① 利用状況

公民館名	開館日数	延使用 団体数	延使用人数	主催・共催		市行政・市教委		社会教育関係		町内会等		市教委が認めた団体		有料団体		一日
				延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	平均
倉敷公民館	305	1,852	32,875	136	3,108	52	1,225	869	10,198	142	683	327	8,500	326	9,161	108
倉敷東公民館	291	755	9,610	121	1,867	5	103	467	5,037	43	642	65	1,344	54	617	33
倉敷西公民館	291	928	10,050	89	1,409	28	436	372	4,245	73	1,327	133	1,536	233	1,097	35
倉敷南公民館	291	730	8,169	104	1,423	9	108	346	3,030	77	1,417	100	1,225	94	966	28
倉敷北公民館	291	831	10,257	85	1,421	5	80	477	6,598	72	552	55	655	137	951	35
多津美公民館	291	998	10,385	102	1,706	3	85	516	5,026	85	905	124	1,296	168	1,367	36
新田公民館	291	555	5,000	113	1,952	5	33	344	2,330	1	7	23	178	69	500	17
庄公民館	291	1,317	17,386	98	1,700	11	1,794	805	9,588	87	1,447	42	614	274	2,243	60
茶屋町公民館	291	1,615	18,772	163	2,654	23	789	869	9,277	117	1,364	185	1,946	258	2,742	65
西阿知公民館	291	1,099	12,757	129	1,875	12	226	378	3,018	82	1,222	169	2,631	329	3,785	44
水島公民館	306	2,416	24,114	308	3,847	222	1,857	1,178	9,608	123	1,992	355	3,488	230	3,322	79
福田公民館	291	552	5,764	107	1,267	4	61	225	1,770	75	1,290	117	1,124	24	252	20
福田南公民館	291	1,015	9,414	175	1,717	15	1,547	538	3,899	37	371	128	1,162	122	718	32
連島公民館	291	1,579	11,975	73	1,157	276	1,805	943	6,271	55	575	132	1,144	100	1,023	41
連島南公民館	291	542	6,098	144	2,192	1	12	289	2,418	66	999	11	145	31	332	21
児島公民館	306	1,874	21,539	131	3,410	0	0	1,382	14,448	33	1,112	0	0	328	2,569	70
下津井公民館	291	375	4,470	122	1,392	9	491	155	1,375	60	803	0	0	29	409	15
本荘公民館	291	447	4,967	125	2,090	5	495	219	1,373	91	889	5	79	2	41	17
琴浦公民館	291	1,654	12,680	246	2,381	27	1,066	1,003	5,125	197	2,734	40	300	141	1,074	44
唐琴公民館	291	383	3,830	124	1,334	4	474	210	1,458	14	260	13	146	18	158	13
郷内公民館	291	684	8,410	126	2,014	31	1,034	439	4,001	50	805	1	10	37	546	29
玉島公民館	306	1,152	18,487	126	5,185	0	0	1,010	12,913	16	389	0	0	0	0	60
玉島東公民館	291	734	8,658	132	1,943	3	47	475	4,802	30	690	56	607	38	569	30
玉島西公民館	291	699	9,715	135	2,523	6	677	289	3,132	59	1,110	99	627	111	1,646	33
玉島北公民館	291	857	9,397	151	2,602	16	373	369	2,648	88	1,831	18	260	215	1,683	32
玉島黒崎公民館	290	481	4,617	137	1,389	10	101	230	1,911	89	1,130	0	0	15	86	16
船穂公民館	291	1,330	24,917	214	5,300	100	4,031	630	5,943	182	2,182	0	0	204	7,461	86
真備公民館	291	756	8,563	154	1,955	9	1,018	485	4,021	42	626	27	257	39	686	29
合計	8,206	28,210	332,876	3,870	62,813	891	19,968	15,512	145,463	2,086	29,354	2,225	29,274	3,626	46,004	41

② 講座実施状況

公民館名	講座数	受講者数	公民館名	講座数	受講者数
倉敷公民館	29	845	連島南公民館	27	410
倉敷東公民館	20	281	児島公民館	35	617
倉敷西公民館	18	243	下津井公民館	23	208
倉敷南公民館	16	211	本荘公民館	19	213
倉敷北公民館	17	177	琴浦公民館	22	270
多津美公民館	20	229	唐琴公民館	20	204
新田公民館	21	325	郷内公民館	24	320
庄公民館	25	309	玉島公民館	37	449
茶屋町公民館	24	290	玉島東公民館	25	334
西阿知公民館	23	359	玉島西公民館	25	334
水島公民館	37	470	玉島北公民館	21	305
福田公民館	19	179	玉島黒崎公民館	23	219
福田南公民館	23	215	船穂公民館	35	471
連島公民館	24	292	真備公民館	23	295
合 計				675	9,074

・グループ活動

公民館を市内の学習グループや文化団体に開放し、グループ育成に努めている。主に公民館講座修了者で結成された600の公民館グループ（令和5年4月現在）が登録されており、生活文化、文学、美術工芸、音楽、外国語など目的を同じくした仲間同士、相互の親睦を深めながら自主的にのびのびと学習している。また、毎年これらの公民館グループが中心となり年1回学習の成果を発表する場として「公民館祭」を開催し広く市民の参加を呼びかけている（令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して実施）。

(7) 音楽図書室（倉敷公民館）

昭和44年10月の倉敷公民館新築に際し、故大原總一郎氏のご遺志とご寄付をもとにして、3階に音楽図書室が設置された。

音楽図書室は、音楽視聴、楽譜の閲覧、音楽図書の閲覧・貸出ができる充実した音楽専門の施設。幅広いジャンルの資料が整っており、音楽の研究、生涯学習・憩いの場として利用されている。

所在地 倉敷市本町2番21号

面積 94.54㎡

開室時間 午前9時～午後5時

休室日 月曜日（ただし、祝日と重なる場合は開館し、その次の平日が休館）、年末年始（12月28日～1月4日）、毎月最終金曜日、臨時休館日

① 利用案内

ア 検索方法

備えつけのファイルで、係員を通してパソコンで、ホームページで検索

イ 音楽鑑賞

CD、LPレコード、SPレコード、レーザーディスク（LD）、DVD、BD、スーパー・オーディオCD（SACD）、音楽テープをヘッドフォンやテレビの画面を通して鑑賞できる。（貸出不可）

ウ 楽譜閲覧

クラシック音楽の総譜を主体として所蔵しており、図書室内で閲覧できる。（貸出不可）

エ 音楽図書閲覧・貸出

図書室内で自由に閲覧、一人2冊以内、2週間以内で貸出できる。〔禁帯出〕書籍を除く。

② 主な設備

- ・CD再生装置 (4) [SACD (3) CD (1)]
- ・SP再生装置 (2)
- ・DVD・ブルーレイ再生装置 (2)
- ・ビデオテープ再生装置 (1)
- ・音声モニター (7曲16人同時視聴可能)
- ・LP再生装置 (5)
- ・LD再生装置 (4)
- ・カセットテープ再生装置 (1)
- ・蓄音機 (3)
- ・画像モニター (4曲11人同時視聴可能)

③ 保有資料

資料種別名	総数	資料種別名	総数	資料種別名	総数
L P レコード	8,385	L D	542	楽譜	1,608
S P レコード	4,315	D V D	241	音楽図書	2,423
C D	2,626	B D	42	大原コレクションCD	356
S A C D	58	音楽テープ	422		

④ 利用統計 (令和4年度)

音楽鑑賞・楽譜閲覧 (利用総曲数1,157曲)						閲覧貸出	見学者	計
一般	学生	高校生	中学生	小・幼	小計	109	1,372	2,163
595	45	9	0	33	682	1,481		